

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月25日

【中間会計期間】 第7期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜 垣 誠 司

【本店の所在の場所】 大阪市中央区備後町二丁目2番1号

【電話番号】 大阪(06)6268-7400(代表)

【事務連絡者氏名】 財務部長 野 村 眞

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3287-2131(代表)

【事務連絡者氏名】 東京本社財務部グループリーダー 大 橋 寛 之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス東京本社  
(東京都千代田区大手町一丁目1番2号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成17年度 中間連結 会計期間	平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成17年度	平成18年度
		(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日)	(自平成18年 4月1日 至平成19年 3月31日)
連結経常収益	百万円	506,798	574,744	551,321	1,047,056	1,153,316
うち連結信託報酬	百万円	15,328	19,628	20,485	36,684	40,438
連結経常利益	百万円	179,859	207,250	127,521	368,341	409,855
連結中間純利益	百万円	174,300	460,995	120,231	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	383,288	664,899
連結純資産額	百万円	1,375,127	2,238,962	2,441,991	1,657,084	1,970,139
連結総資産額	百万円	40,055,886	39,436,046	39,392,119	40,399,547	39,985,678
1株当たり純資産額	円	△102,222.76	△44,609.17	△19,392.98	△78,499.52	△23,676.18
1株当たり中間純利益	円	15,323.70	40,449.00	10,550.40	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	31,943.14	53,933.18
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	7,754.66	24,475.56	6,682.94	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	17,053.00	34,237.60
自己資本比率	%	—	5.29	5.81	—	4.53
連結自己資本比率 (第二基準)	%	10.14	12.50	13.55	9.97	10.56
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△259,952	△1,383,206	△1,423,995	△484,649	21,119
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△898,141	774,266	468,438	△541,071	363,230
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	174,628	95,015	419,654	△242,934	△538,537
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	1,760,824	961,793	785,669	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	1,475,689	1,321,557
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	16,084 [15,133]	16,620 [15,525]	16,610 [15,291]	16,123 [15,489]	16,245 [15,476]
合算信託財産額	百万円	28,613,565	32,648,407	35,822,866	30,041,312	34,203,001

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 連結純資産額および連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 4 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から繰延ヘッジ損益を含めて算出しております。
- 5 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して計算しております。
- 6 連結自己資本比率は、平成18年度から銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。平成18年度中間連結会計期間以前は銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出しております。なお、当社は第二基準を採用しております。
- 7 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。
- 8 当社は平成17年8月2日に発行済の普通株式及び各種の優先株式の全てについて1,000株を1株に併合しております。

## (2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
決算年月		平成17年9月	平成18年9月	平成19年9月	平成18年3月	平成19年3月
営業収益	百万円	222,885	261,526	391,603	317,582	395,828
経常利益	百万円	213,313	256,030	385,052	302,129	384,444
中間純利益	百万円	213,424	287,585	388,997	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	299,043	419,123
資本金	百万円	327,201	327,201	327,201	327,201	327,201
発行済株式総数	千株	普通株式 11,375	普通株式 11,399	普通株式 11,399	普通株式 11,399	普通株式 11,399
		優先株式 9,443	優先株式 9,463	優先株式 8,964	優先株式 9,437	優先株式 8,825
純資産額	百万円	931,800	1,336,114	1,705,100	1,017,061	897,518
総資産額	百万円	1,481,260	1,728,692	2,058,918	1,408,841	1,364,041
1株当たり配当額	円	普通株式 —	普通株式 —	普通株式 —	普通株式 1,000	普通株式 1,000
		甲種第一回優先株式 —	—	—	—	—
		乙種第一回優先株式 —	乙種第一回優先株式 —	乙種第一回優先株式 —	乙種第一回優先株式 6,360	乙種第一回優先株式 6,360
		丙種第一回優先株式 —	丙種第一回優先株式 —	丙種第一回優先株式 —	丙種第一回優先株式 6,800	丙種第一回優先株式 6,800
		丁種第一回優先株式 —	丁種第一回優先株式 —	—	丁種第一回優先株式 10,000	丁種第一回優先株式 10,000
		戊種第一回優先株式 —	戊種第一回優先株式 —	戊種第一回優先株式 —	戊種第一回優先株式 14,380	戊種第一回優先株式 14,380
		己種第一回優先株式 —	己種第一回優先株式 —	己種第一回優先株式 —	己種第一回優先株式 18,500	己種第一回優先株式 18,500
		第1種第一回優先株式 —	第1種第一回優先株式 —	第1種第一回優先株式 —	第1種第一回優先株式 1,188	第1種第一回優先株式 1,688
		第2種第一回優先株式 —	第2種第一回優先株式 —	第2種第一回優先株式 —	第2種第一回優先株式 1,188	第2種第一回優先株式 1,688
		第3種第一回優先株式 —	第3種第一回優先株式 —	第3種第一回優先株式 —	第3種第一回優先株式 1,188	第3種第一回優先株式 1,688
		—	第4種優先株式 —	第4種優先株式 —	第4種優先株式 1,188	第4種優先株式 1,688
		—	—	第5種第一回優先株式 —	—	—
		—	—	第9種第一回優先株式 —	—	—
自己資本比率	%	62.9	77.3	82.8	72.1	65.8
従業員数	人	372	401	484	381	427

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 純資産額および総資産額の算定にあたり、平成18年9月から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。  
なお、当中間連結会計期間におきましては、2社の清算が完了し、連結の範囲より除外しております。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次の通りであります。

Daiwa International Finance(Cayman)Limited、Daiwa PB Limited

この他、当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社における従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	16,610[15,291]
---------	----------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,544人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

##### (2) 当社の従業員数

平成19年9月30日現在

従業員数(人)	484[20]
---------	---------

- (注) 1 当社従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者であります。なお、嘱託及び臨時従業員22人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
3 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の世界経済は、新興国経済が拡大基調を強めるなか、先進国経済も好調に推移し、高成長が持続しました。米国では、住宅投資の大幅な減少が続きましたが、個人消費や輸出が好調で、潜在成長率を上回る伸びとなりました。欧州経済も、輸出が高い伸びを続け、個人消費・設備投資も増加基調を辿りました。アジアでは、中国やインドが高い成長を続け、域内経済は底堅い動きとなりました。

わが国経済は、緩やかな景気拡大を続けました。輸出は、海外経済の拡大を背景に高い伸びとなり、設備投資も、高水準の企業収益を背景に増加基調となりました。一方、企業の人件費抑制姿勢に変化なく、一人当たりの賃金は伸び悩みました。しかし、企業の雇用不足感は強く、雇用者数が増加したことで、雇用者所得は緩やかな増加を維持しました。こうした環境のもとで、個人消費は、天候に左右されながらも、底堅く推移しました。国内企業物価は、国際商品市況高を背景に、概ね前年比+1%台半ばで推移しました。消費者物価（全国、除く生鮮食品）は前年比ゼロをわずかに下回る水準でこう着状態となりました。

金融資本市場に目を転じると、短期金利は先行きの日銀の利上げを織り込み、上昇しました。長期金利（新発10年国債市場利回り）は緩やかな景気拡大のもと、日銀による早期利上げ観測も浮上し、一時2%台に迫る上昇をしました。その後、米国のサブプライム住宅ローン問題により、欧米の金融市場が混乱したことを受け反転し、1.5%台まで低下する場面も見られました。株式市場は世界的な景気の回復基調を好感し、日経平均が1万8,000円台を回復しましたが、金融市場の混乱を嫌気し、下落に転じました。円の対ドルレートも夏場にかけて円安方向で推移したものの、その後は110円台前半まで円高が進行しました。当中間連結会計期間末にかけては、FRBが利下げを実施するなど、金融当局の積極的な対応により、金融市場の混乱が一服。金利低下、株安、円高の流れには一旦歯止めがかかりました。

(経営方針)

当グループは、多額の公的資金による資本増強を受け、早期に経営の健全化を図るべく、限られた経営資源の有効的・効率的活用を目指して事業の選択と集中を行うとともに、従来の業務運営を抜本的に見直し、ローコスト運営による生産性の追求やお客さまに軸足をおいた改革を積極的に行ってまいりました。

具体的には当グループが優位性を持つ5大ビジネス分野（「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」）に経営資源を集中し、自前主義からの脱却を図ってまいりました。また5大ビジネス分野を推進、強化するうえで、「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」を『りそな』の差別化戦略として明確に位置付けるとともに、これらを支える基礎となる「サービス改革」を柱にあらゆる改革を、以下の通り進めております。

## ・地域運営の徹底

「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指し、そのグループにとって、地域のお客さまとのリレーションシップの向上を大きな経営課題と考えております。こうした考えを踏まえ、当グループでは、お客さまに一番近い各傘下銀行の営業現場が「お客さま発・地域発」の活動を行う「地域運営」を営業の組織運営の基本とし、お客さまのニーズに迅速にお応えできる仕組みを整えてまいりました。

すでに地域単位でのネットワーク作りやアライアンス構築等の様々な成果が出ており、今後も、各地域責任者を中心として、地域特性やマーケットポジションに応じた選択と集中を更に加速させるとともに、地域のお客さまとのコラボレーションを展開し、新たなマーケットや収益機会を創出してまいります。

## ・アライアンスの拡充

強みのある5大ビジネス分野（「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」）に経営資源を集中する一方で、業界トップクラスの企業等とのアライアンスを通じて、お客さま本位かつ競争力のある商品・サービスを提供する戦略をとっております。具体的には、ソリューション強化（証券、IPO支援、国際業務等）、利便性向上（クレジットカード、ポイントサービスにおけるポイント交換等）、品揃え充実（投資信託、住宅ローン等）を目指したアライアンスを拡充しており、こうしたアライアンスの活用により、お客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。

## ・オペレーション改革の推進

リテール分野に経営資源を集中していくなかで、引き続き、迅速で正確なサービス提供によるお客さま利便性の向上と、ローコストでの運営体制を両立させるオペレーション改革を進めてまいります。また、事務プロセスを極小化するための改革を進め、お客さまからの信頼を高めるための事務品質の向上に努めてまいります。

## ・サービス改革の追求

当グループは銀行業からサービス業への進化に向けて、お客さまを深く理解し、お客さまの立場にたって発想することを原点として、旧来の常識に囚われない業務・意識改革を行っております。今後も、お客さまに軸足を置いた改革を進めるとともに、商品・サービスの更なる品質向上とお客さまの期待を超える提案のできる人材育成に努めてまいります。

また、当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ商業銀行については、地域に根ざした金融機関として、引き続き、お客さまや地域に軸足を置いた運営を徹底し、地域の資金ニーズに積極的にお応えするなど地域に貢献してまいります。りそな信託銀行については、企業年金に強みを持つ機能特化型の銀行として、グループ商業銀行との更なる連携強化に取り組んでまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、個社としてのマーケット競争力向上を目指すとともに、傘下銀行と緊密な連携を行ってまいります。

平成18年11月に公表した新たな「JUMP」のための計画においても、引き続きこの差別化戦略を基本とし、質を重視した成長戦略を実現することで、「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指してまいります。



(業績)

当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は39兆3,921億円と前連結会計年度末比5,935億円減少いたしました。

資産では、債券貸借取引支払保証金が前連結会計年度末比2,731億円増加して3,876億円に、コールローン及び買入手形が前連結会計年度末比2,075億円増加して1兆4,077億円となりましたものの、有価証券は前連結会計年度末比5,463億円減少し、7兆488億円に、貸出金は前連結会計年度末比3,947億円減少し、25兆8,581億円となりました。

負債につきましては、売現先勘定が前連結会計年度末比2,223億円増加して2,363億円となりましたものの、預金は前連結会計年度末比6,225億円減少して31兆1,085億円に、借入金は前連結会計年度末比3,813億円減少して6,118億円に、譲渡性預金は前連結会計年度末比2,816億円減少して1兆5,185億円にそれぞれなっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比5,861億円増加し、12兆4,439億円となっております。

純資産の部につきましては、第5種優先株式および第9種優先株式の発行などによる資本剰余金の増加並びに中間純利益の計上などにより、株主資本合計が前連結会計年度末比5,391億円増加して2兆64億円になりました一方、その他有価証券評価差額金の減少などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比600億円減少して2,843億円に、少数株主持分が前連結会計年度末比71億円減少して1,511億円となっております。以上の結果、純資産の部全体では前連結会計年度末比4,718億円増加して2兆4,419億円となっております。

なお、優先株式に係る純資産を控除して計算した1株当たり純資産は、△19,392円98銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前中間連結会計期間と比較して（以下、前年同期比）234億円減少し、5,513億円となりました。

内訳を見ますと、貸出金利息の増加を主因として資金運用収益が前年同期比294億円増加して3,492億円となりましたほか、役務取引等収益が前年同期比46億円増加して1,022億円に、特定取引収益が前年同期比40億円増加して131億円にそれぞれなっております。一方、その他経常収益が前年同期比663億円減少して311億円となっておりますが、これは、主として株式等売却益の減少によるものであります。

経常費用は、前年同期比563億円増加して、4,237億円となりました。

内訳では、預金利息や譲渡性預金利息の増加を主因として、資金調達費用が前年同期比320億円増加して726億円となりましたほか、その他業務費用が、債券関係損益の悪化などにより前年同期比99億円増加して455億円となっております。なお、営業経費につきましては、当中間連結会計期間より業績インセンティブ給与の支給見込み額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を賞与引当金として計上することといたしましたことなどにより、前年同期比98億円増加し、1,893億円となりました。

特別利益につきましては、償却債権取立益の増加などにより前年同期比113億円増加して279億円となっております。また、特別損失は前年同期比2億円増加して28億円となりました。

なお、法人税等調整額が前年同期比2,705億円増加して193億円となっておりますが、これは、前中間連結会計期間において、当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産算出に係る将来課税所得の見積もり期間を1年から5年に見直し、前中間連結会計期間の法人税等調整額が△2,511億円であったためであります。

以上により、連結経常利益は前年同期比797億円減少し、1,275億円に、連結中間純利益は前年同期比3,407億円減少し、1,202億円となりました。また、1株当たり中間純利益は10,550円40銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

当社（単体）の経営成績につきましては、傘下銀行からの受取配当金の増加などを主因として、営業収益は前中間会計期間比1,300億円増加して3,916億円に、経常利益は前中間会計期間比1,290億円増加して3,850億円となりました。また、税金費用などを加味した後の中間純利益は、前中間会計期間比1,014億円増加して3,889億円となっております。

なお、連結自己資本比率（第二基準）は、13.55%となりました。

#### <平成19年9月末における剰余金の分配可能額について>

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めています。当社では、平成19年9月30日（中間決算日）を臨時決算日とする臨時計算書類を作成しておりますので、同日における分配可能額は、臨時期間純利益を反映した上で、1兆506億円となりました。

また、当社の子会社であるりそな銀行の分配可能額（平成19年9月30日現在）は、2,961億円であります。（臨時計算書類は作成しておりません。）

#### （キャッシュ・フローの状況）

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比407億円支出が増加して、1兆4,239億円の支出となりました。これは、預金や譲渡性預金の減少によるもののほか、借入金の減少などによるものです。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得などにより、前中間連結会計期間比3,058億円支出が増加して、4,684億円の収入となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、第5種優先株式および第9種優先株式の発行などにより、前中間連結会計期間比3,246億円収入が増加して、4,196億円の収入となりました。これらの結果、現金及び現金同等物は当期首に比べ5,358億円減少して7,856億円となりました。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内は2,701億円、海外は59億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ)では、2,765億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ204億円、130億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では782億円、△105億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	273,158	5,698	△324	279,181
	当中間連結会計期間	270,102	5,970	△519	276,593
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	318,618	8,019	6,831	319,806
	当中間連結会計期間	347,002	7,767	5,510	349,259
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	45,459	2,320	7,155	40,624
	当中間連結会計期間	76,899	1,797	6,030	72,666
信託報酬	前中間連結会計期間	19,628	—	—	19,628
	当中間連結会計期間	20,485	—	—	20,485
役務取引等収支	前中間連結会計期間	75,982	113	—	76,095
	当中間連結会計期間	78,003	227	—	78,231
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	97,444	166	—	97,610
	当中間連結会計期間	102,069	227	—	102,297
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	21,462	53	—	21,515
	当中間連結会計期間	24,065	0	—	24,065
特定取引収支	前中間連結会計期間	8,837	—	—	8,837
	当中間連結会計期間	13,007	—	—	13,007
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	9,115	—	—	9,115
	当中間連結会計期間	13,173	—	—	13,173
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	278	—	—	278
	当中間連結会計期間	166	—	—	166
その他業務収支	前中間連結会計期間	△4,854	325	—	△4,529
	当中間連結会計期間	△10,884	286	—	△10,598
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	30,765	325	—	31,091
	当中間連結会計期間	34,651	286	—	34,937
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	35,620	—	—	35,620
	当中間連結会計期間	45,536	—	—	45,536

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に35兆8,474億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は35兆6,312億円、海外は2,161億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に35兆4,121億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は35兆3,418億円、海外は702億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.94%、海外は7.16%、合計では1.95%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内は0.43%、海外は5.10%、合計では0.41%となりました。

① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	35,228,744	318,618	1.80
	当中間連結会計期間	35,631,245	347,002	1.94
うち貸出金	前中間連結会計期間	25,816,420	246,789	1.90
	当中間連結会計期間	25,719,537	280,059	2.17
うち有価証券	前中間連結会計期間	7,484,688	46,936	1.25
	当中間連結会計期間	7,022,080	33,362	0.94
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	1,346,997	3,021	0.44
	当中間連結会計期間	1,648,549	7,810	0.94
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	76	0	0.40
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	45,263	26	0.11
	当中間連結会計期間	122,408	299	0.48
うち預け金	前中間連結会計期間	265,588	4,317	3.24
	当中間連結会計期間	417,206	6,207	2.96
資金調達勘定	前中間連結会計期間	35,309,009	45,459	0.25
	当中間連結会計期間	35,341,866	76,899	0.43
うち預金	前中間連結会計期間	30,674,321	19,611	0.12
	当中間連結会計期間	30,835,420	41,885	0.27
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,850,068	1,644	0.17
	当中間連結会計期間	1,873,515	5,149	0.54
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	688,160	640	0.18
	当中間連結会計期間	341,652	661	0.38
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	83,442	73	0.17
	当中間連結会計期間	111,474	312	0.55
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	196,673	68	0.06
	当中間連結会計期間	186,850	945	1.00
うちコマース・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	593,218	4,154	1.39
	当中間連結会計期間	562,991	3,412	1.20

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	284,141	8,019	5.62
	当中間連結会計期間	216,184	7,767	7.16
うち貸出金	前中間連結会計期間	140,533	3,243	4.60
	当中間連結会計期間	66,193	2,466	7.43
うち有価証券	前中間連結会計期間	137,765	4,548	6.58
	当中間連結会計期間	138,643	5,157	7.41
うちコールローン及び買入手形	前中間連結会計期間	3,589	201	11.17
	当中間連結会計期間	9,370	104	2.22
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	357	6	3.69
	当中間連結会計期間	312	16	10.76
資金調達勘定	前中間連結会計期間	135,254	2,320	3.42
	当中間連結会計期間	70,246	1,797	5.10
うち預金	前中間連結会計期間	21,959	475	4.32
	当中間連結会計期間	38,023	991	5.19
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び売渡手形	前中間連結会計期間	865	31	7.30
	当中間連結会計期間	804	29	7.28
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマースヤル・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	6,953	177	5.08
	当中間連結会計期間	11,410	326	5.70

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	35,512,886	279,179	35,233,706	326,637	6,831	319,806	1.81
	当中間連結会計期間	35,847,429	185,833	35,661,596	354,770	5,510	349,259	1.95
うち貸出金	前中間連結会計期間	25,956,953	111,080	25,845,873	250,033	1,789	248,244	1.91
	当中間連結会計期間	25,785,730	29,556	25,756,174	282,526	700	281,825	2.18
うち有価証券	前中間連結会計期間	7,622,453	167,273	7,455,180	51,484	5,042	46,442	1.24
	当中間連結会計期間	7,160,724	155,273	7,005,450	38,520	4,788	33,731	0.96
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	1,350,586	—	1,350,586	3,222	—	3,222	0.47
	当中間連結会計期間	1,657,920	264	1,657,655	7,914	20	7,894	0.94
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	76	—	76	0	—	0	0.40
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	45,263	—	45,263	26	—	26	0.11
	当中間連結会計期間	122,408	—	122,408	299	—	299	0.48
うち預け金	前中間連結会計期間	265,945	—	265,945	4,323	—	4,323	3.24
	当中間連結会計期間	417,518	545	416,973	6,224	0	6,223	2.97
資金調達勘定	前中間連結会計期間	35,444,264	261,206	35,183,057	47,780	7,155	40,624	0.23
	当中間連結会計期間	35,412,113	167,773	35,244,339	78,696	6,030	72,666	0.41
うち預金	前中間連結会計期間	30,696,280	2,093	30,694,186	20,087	—	20,087	0.13
	当中間連結会計期間	30,873,444	263	30,873,180	42,876	25	42,851	0.27
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,850,068	—	1,850,068	1,644	—	1,644	0.17
	当中間連結会計期間	1,873,515	—	1,873,515	5,149	—	5,149	0.54
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	689,025	—	689,025	672	—	672	0.19
	当中間連結会計期間	342,456	566	341,890	691	17	673	0.39
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	83,442	—	83,442	73	—	73	0.17
	当中間連結会計期間	111,474	—	111,474	312	—	312	0.55
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	196,673	—	196,673	68	—	68	0.06
	当中間連結会計期間	186,850	—	186,850	945	—	945	1.00
うち コマースヤル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	600,172	111,251	488,920	4,331	1,426	2,905	1.18
	当中間連結会計期間	574,402	30,005	544,396	3,738	663	3,075	1.12

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益合計は1,022億円、役務取引等費用合計は240億円となり、役務取引等収支合計では782億円となりました。

なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	97,444	166	—	97,610
	当中間連結会計期間	102,069	227	—	102,297
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	15,541	28	—	15,570
	当中間連結会計期間	14,361	74	—	14,436
うち為替業務	前中間連結会計期間	20,183	136	—	20,320
	当中間連結会計期間	19,694	150	—	19,844
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	8,782	—	—	8,782
	当中間連結会計期間	10,418	—	—	10,418
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	19,449	—	—	19,449
	当中間連結会計期間	22,900	—	—	22,900
うち代理業務	前中間連結会計期間	7,295	—	—	7,295
	当中間連結会計期間	6,871	—	—	6,871
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	2,003	—	—	2,003
	当中間連結会計期間	1,897	—	—	1,897
うち保証業務	前中間連結会計期間	8,238	—	—	8,238
	当中間連結会計期間	8,071	—	—	8,071
役務取引等費用	前中間連結会計期間	21,462	53	—	21,515
	当中間連結会計期間	24,065	0	—	24,065
うち為替業務	前中間連結会計期間	4,375	—	—	4,375
	当中間連結会計期間	4,489	—	—	4,489

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

[次へ](#)

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は131億円、特定取引費用は1億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	9,115	—	—	9,115
	当中間連結会計期間	13,173	—	—	13,173
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	572	—	—	572
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	8,224	—	—	8,224
	当中間連結会計期間	12,040	—	—	12,040
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	318	—	—	318
	当中間連結会計期間	1,133	—	—	1,133
特定取引費用	前中間連結会計期間	278	—	—	278
	当中間連結会計期間	166	—	—	166
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	105	—	—	105
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	278	—	—	278
	当中間連結会計期間	61	—	—	61
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。



② 特定取引資産・負債の内訳(未残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は5,718億円、特定取引負債は1,043億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	410,062	—	—	410,062
	当中間連結会計期間	571,836	—	—	571,836
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	42,727	—	—	42,727
	当中間連結会計期間	96,563	—	—	96,563
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	80	—	—	80
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	9	—	—	9
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	74,310	—	—	74,310
	当中間連結会計期間	86,086	—	—	86,086
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	293,014	—	—	293,014
	当中間連結会計期間	389,106	—	—	389,106
特定取引負債	前中間連結会計期間	46,933	—	—	46,933
	当中間連結会計期間	104,332	—	—	104,332
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	4,998	—	—	4,998
	当中間連結会計期間	51,261	—	—	51,261
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	40	—	—	40
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	11	—	—	11
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	41,895	—	—	41,895
	当中間連結会計期間	53,059	—	—	53,059
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

[次へ](#)

## (5) 国内・海外別預金残高の状況

## ○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	30,798,734	21,899	156	30,820,477
	当中間連結会計期間	31,067,553	41,018	—	31,108,571
うち流動性預金	前中間連結会計期間	18,030,965	9,738	—	18,040,704
	当中間連結会計期間	18,001,874	17,819	—	18,019,693
うち定期性預金	前中間連結会計期間	11,921,630	9,443	—	11,931,073
	当中間連結会計期間	12,421,367	23,198	—	12,444,566
うちその他	前中間連結会計期間	846,138	2,717	156	848,699
	当中間連結会計期間	644,312	—	—	644,312
譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,876,450	—	—	1,876,450
	当中間連結会計期間	1,518,540	—	—	1,518,540
総合計	前中間連結会計期間	32,675,184	21,899	156	32,696,927
	当中間連結会計期間	32,586,093	41,018	—	32,627,111

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## (6) 国内・海外別貸出金残高の状況

## ① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内	26,317,832	100.00	25,806,342	100.00
製造業	2,753,160	10.46	2,655,694	10.29
農業	19,830	0.08	19,113	0.07
林業	4,146	0.02	3,687	0.01
漁業	9,674	0.04	8,133	0.03
鉱業	24,308	0.09	19,373	0.08
建設業	862,445	3.28	785,111	3.04
電気・ガス・熱供給・水道業	66,852	0.25	64,572	0.25
情報通信業	305,369	1.16	268,367	1.04
運輸業	640,433	2.43	597,663	2.32
卸売・小売業	2,772,405	10.54	2,631,172	10.20
金融・保険業	744,666	2.83	643,331	2.49
不動産業	2,640,611	10.03	2,712,308	10.51
各種サービス業	2,435,204	9.25	2,283,718	8.85
地方公共団体	861,596	3.27	681,911	2.64
その他	12,177,127	46.27	12,432,180	48.18
海外	35,874	100.00	51,781	100.00
政府等	—	—	—	—
金融機関	3,406	9.49	—	—
その他	32,468	90.51	51,781	100.00
合計	26,353,707	—	25,858,123	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内」の「その他」には、下記の計数が含まれております。

	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	10,951,772	41.61	11,349,250	43.98

(注) 平成19年9月30日より、法人向けローン(法人を債務者とした主にアパートローン)を控除しております。

なお、平成18年9月30日の住宅ローン残高には、当該ローン残高37,334百万円を含んでおります。

## ② 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成18年9月30日	インドネシア	40,142
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	40,150
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.10)
平成19年9月30日	インドネシア	55,591
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	55,599
	(資産の総額に対する割合：%)	(0.14)

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

## (7) 国内・海外別有価証券の状況

## ○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	3,234,564	—	—	3,234,564
	当中間連結会計期間	4,176,576	—	—	4,176,576
地方債	前中間連結会計期間	430,422	—	—	430,422
	当中間連結会計期間	468,146	—	—	468,146
社債	前中間連結会計期間	1,500,640	—	—	1,500,640
	当中間連結会計期間	1,097,986	—	—	1,097,986
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
株式	前中間連結会計期間	960,412	—	—	960,412
	当中間連結会計期間	879,856	—	—	879,856
その他の証券	前中間連結会計期間	968,764	82	6,686	962,160
	当中間連結会計期間	428,907	3,973	6,615	426,264
合計	前中間連結会計期間	7,094,804	82	6,686	7,088,200
	当中間連結会計期間	7,051,473	3,973	6,615	7,048,831

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(8) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	162,432	0.50	140,978	0.40
有価証券	6,792,262	20.80	8,919,664	24.90
信託受益権	24,339,890	74.55	25,306,296	70.64
受託有価証券	253	0.00	327	0.00
金銭債権	387,172	1.19	384,116	1.07
動産不動産	525,724	1.61	—	—
有形固定資産	—	—	624,542	1.74
不動産の賃借権	3,582	0.01	—	—
無形固定資産	—	—	3,320	0.01
その他債権	11,917	0.04	15,033	0.04
銀行勘定貸	385,484	1.18	382,833	1.07
現金預け金	39,686	0.12	45,753	0.13
合計	32,648,407	100.00	35,822,866	100.00

負債

科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	13,398,640	41.04	15,500,498	43.27
年金信託	4,728,634	14.48	4,822,696	13.46
財産形成給付信託	1,902	0.01	1,598	0.00
投資信託	12,480,938	38.23	13,235,959	36.95
金銭信託以外の金銭の信託	180,035	0.55	214,618	0.60
有価証券の信託	472,161	1.45	553,331	1.55
金銭債権の信託	406,009	1.24	402,721	1.12
土地及びその定着物の信託	151,411	0.46	152,653	0.43
土地及びその定着物の 賃借権の信託	4,698	0.02	4,759	0.01
包括信託	823,975	2.52	934,028	2.61
合計	32,648,407	100.00	35,822,866	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 合算対象の連結子会社

前中間連結会計期間末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社

当中間連結会計期間末 同上

3 信託財産運用のため再信託された信託を控除して計上しております。

4 「信託受益権」に含まれている資産管理を目的として再信託を行っている金額

前中間連結会計期間末 24,338,758百万円

当中間連結会計期間末 25,305,940百万円

5 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末 2,636,268百万円

当中間連結会計期間末 2,468,770百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	839	0.52	679	0.48
農業	—	—	—	—
林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—
建設業	605	0.37	573	0.40
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	15	0.01	—	—
運輸業	496	0.30	380	0.27
卸売・小売業	1,538	0.95	875	0.62
金融・保険業	33,526	20.64	31,609	22.42
不動産業	7,455	4.59	6,396	4.54
各種サービス業	1,692	1.04	883	0.63
地方公共団体	—	—	—	—
その他	116,266	71.58	99,583	70.64
合計	162,432	100.00	140,978	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	99,822	61.45	82,701	58.66

(注) 当中間連結会計期間末より、法人向けローン(法人を債務者とした主にアパートローン)を控除しております。なお、前中間連結会計期間末の住宅ローン残高には、当該ローン残高4,093百万円を含んでおります。

③ 元本補てん契約のある信託の運用/受入状況  
金銭信託

科目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	162,097	33.13	140,744	29.80
有価証券	—	—	—	—
その他	327,189	66.87	331,550	70.20
資産計	489,287	100.00	472,294	100.00
元本	488,427	99.82	471,455	99.82
債権償却準備金	489	0.10	423	0.09
その他	371	0.08	416	0.09
負債計	489,287	100.00	472,294	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含んでおります。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金162,097百万円のうち、破綻先債権額は46百万円、延滞債権額は3,314百万円、3ヵ月以上延滞債権額は139百万円、貸出条件緩和債権額は20,513百万円であります。  
また、これらの債権額の合計額は24,014百万円であります。

当中間連結会計期間末 貸出金140,744百万円のうち、破綻先債権額は44百万円、延滞債権額は26,653百万円、3ヵ月以上延滞債権額は8百万円、貸出条件緩和債権額は4,230百万円であります。  
また、これらの債権額の合計額は30,937百万円であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5	4
危険債権	28	262
要管理債権	206	42
正常債権	1,380	1,098

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお、平成18年9月30日は「銀行法第52条の25の規定に基づき、連結自己資本比率の基準を定める件」（平成10年大蔵省告示第62号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第二基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	327,201	327,201
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	326,508	673,796
	利益剰余金	1,178,775	1,006,733
	自己株式(△)	762	1,238
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	1,651	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△1,847	△988
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	151,652	151,065
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	135,585	132,744
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	25,289	18,089
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額(△)	—	12,518
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	1,954,587	2,125,962
	繰延税金資産の控除金額(△) (注2)	—	—
	計 (A)	1,954,587	2,125,962
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券 (注3)	135,585	132,744	



項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	48,250	46,594
	一般貸倒引当金	149,506	144,337
	負債性資本調達手段等	850,382	834,402
	うち永久劣後債務 (注4)	554,909	495,317
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	295,472	339,084
	計	1,048,139	1,025,333
	うち自己資本への算入額 (B)	1,048,139	1,025,333
控除項目	控除項目 (注6) (C)	10,919	20,414
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	2,991,807	3,130,881
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	22,874,298	20,189,626
	オフ・バランス取引等項目	1,046,816	1,482,460
	信用リスク・アセットの額 (E)	—	21,672,086
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	—	1,421,868
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	—	113,749
	計 ((E) + (F)) (注7) (H)	23,921,114	23,093,955
連結自己資本比率(第二基準) = (D)/(H) × 100 (%)		12.50	13.55
(参考) Tier1比率 = (A)/(H) × 100 (%)		—	9.20

- (注) 1 当社の資本金は株式種類毎に分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
- 2 平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は319,810百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は637,788百万円であります。
- 3 告示第17条第2項(旧告示第13条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 4 告示第18条第1項第3号(旧告示第14条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 5 告示第18条第1項第4号及び第5号(旧告示第14条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 6 告示第20条第1項第1号から第6号(旧告示第15条第1項第1号)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧告示第15条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
- 7 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

(※)優先出資証券の概要

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行(以下同社とする)は、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、当社は、当該優先出資証券を連結自己資本比率(第二基準)における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言(注)1が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	同社優先株式(注)2への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注)3不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	同社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由(注)4が発生した場合 (2) 直近に終了した事業年度について同社が同社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	同社優先株式と実質的に同順位

(注) 1 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由：

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由：

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合。

支払不能事由：

- ① 債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合。
- ② 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

政府による宣言：

監督当局が、同社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合。

2 同社優先株式

同社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式。

3 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る同社の分配可能額から、当該事業年度中に同社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に同社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したもの。ただし、同社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が同社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び同社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4 監督事由

同社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

## 3 【対処すべき課題】

当グループは、持続的成長により公的資金の返済を実現していくために、平成18年11月に新たな「経営の健全化のための計画」を公表し、この計画に基づいて、資産効率重視の収益増強、取引基盤の拡大、最重要の戦略資源である人材の改革、さらには信頼度No. 1 への挑戦を重点課題とし、経営の質を重視した成長戦略に取り組んでまいります。

### ・資産効率重視の収益増強

当グループの強みである中堅・中小企業や個人のお客さまへの貸出に注力するとともに、金融商品販売、不動産、企業年金等の非金利収益の増強に取り組むことで、資産の効率性向上を図ってまいります。あわせて、オペレーション改革等を通じたローコスト運営の一層の推進に取り組んでまいります。

### ・お客さま価値創造を通じた取引基盤の維持・拡大

少子高齢化や高度情報化等の進展によるお客さま主導型社会の到来により、お客さまが銀行を選ぶ時代になる中、不動産や企業年金業務といった当グループの強みの活用や、アライアンス戦略の拡充による利便性の向上、地域運営によるお客さまへのソリューション提供力やリレーションシップの強化に取り組んでまいります。こうしたりそな独自の切り口や取り組み方で銀行業務を行うことにより、競争優位性の向上を図り、取引基盤を拡大してまいります。

### ・現場力向上に向けた人材改革

オペレーション改革の実施により捻出された人員を営業部門にシフトすることで、限られた人的資源を有効に活用し、取引基盤の拡大や収益力の向上に取り組んでおります。また金融のプロフェッショナルとしての社員一人ひとりの質を高め、生産性向上を実現してまいります。

### ・信頼度No. 1 への挑戦

「企業の信頼性」に対する社会からの要求がますます強まる中、法令等の遵守はもとより、情報管理の徹底やお客さま保護への積極的な取り組みに努めてまいります。また、オペレーション改革や次世代型店舗の展開により、事務プロセスそのものを簡素化・自動処理化し、可能な限り人手の介在しない、事務過誤の発生しない仕組みを構築してまいります。

傘下銀行と同様に、それ以外の国内子会社・関連会社についても、金融商品取引法施行等への対応など、引き続き内部統制の強化に努めるとともに、お客さまの多様化する金融ニーズへの対応に向けた専門性や、グループのローコスト・オペレーションに資する効率性の向上にも継続的に取り組んでまいります。これにより、個社でのマーケット競争力向上を目指すとともに、グループの共通プラットフォームとして各傘下銀行と緊密な連携を行うことで、グループ企業価値の向上を実現してまいります。

当グループは、『りそな』の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切に  
にする方針をこれまで以上に徹底してまいります。さらに、これからも様々な変革に挑戦することによ  
り、「地域・お客さまから最も支持されるコミュニティ・バンク・グループ」を目指してまいりますの  
で、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
株式会社りそな銀行	錦糸町支店	東京都墨田区	新築	店舗	152	958	平成19年5月

当中間連結会計期間に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	土地		建物	その他の 有形固定 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
株式会社 りそな銀行	野田支店	大阪府 大阪市	売却	店舗	—	—	107	—	107	—

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
					総額	既支払額			
りそな信託銀行 株式会社	本店他	東京都 千代田区他	更改	年金関連 システム	6,000	—	自己資金	平成19年 9月	平成22年 11月

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,000,000
乙種優先株式	680,000
丙種優先株式	120,000
丁種優先株式	120
戊種優先株式	240,000
己種優先株式	80,000
第1種優先株式	2,750,000
第2種優先株式	2,817,808
第3種優先株式	2,750,000
第4種優先株式	100,000
第5種優先株式	100,000
第6種優先株式	100,000
第7種優先株式	100,000
第8種優先株式	100,000
第9種優先株式	100,000
計	83,037,928

(注) 丁種優先株式につきましては、平成19年2月16日に60株、平成19年7月31日に60株の引換請求により、全て普通株式への引換を完了しております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	11,399,576.917	同左	大阪証券取引所 市場第一部 東京証券取引所 市場第一部	議決権あり
乙種第一回優先株式	272,202	同左	—	(注)2
丙種第一回優先株式	120,000	同左	—	(注)3
戊種第一回優先株式	9,576	同左	—	(注)4
己種第一回優先株式	80,000	同左	—	(注)5
第1種第一回 優先株式	2,750,000	同左	—	議決権あり(注)6
第2種第一回 優先株式	2,817,807.861	同左	—	議決権あり(注)7
第3種第一回 優先株式	2,750,000	同左	—	議決権あり(注)8
第4種優先株式	25,200	同左	—	(注)9
第5種優先株式	40,000	同左	—	(注)10
第9種優先株式	100,000	同左	—	(注)11
計	20,364,362.778	同左	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成19年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の普通株式への引換に係る株式数は含まれておりません。

2 乙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 乙種優先配当金

① 乙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の乙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり乙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に乙種優先中間配当金を支払ったときは、当該乙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

乙種優先株式配当金の額は、乙種優先株式1株につき6,360円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、乙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が乙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

乙種優先株主に対しては、乙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 乙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき乙種優先配当金の額の2分の1を上限として、乙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、乙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、乙種優先株式1株につき600,000円を支払う。乙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

当会社設立の日から平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換比率

乙種優先株式1株につき、発行する普通株式数は2.034株とする。

③ 引換比率の修正

引換比率は、平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される引換比率(以下修正後引換比率という)に修正される。修正後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

$$\text{修正後引換比率} = \frac{600,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.020}$$

ただし、時価×1.020につき1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げた金額とする。

修正後引換比率が3.429を超える場合は、3.429とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④ 引換比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換比率を調整する。

(5) 取得条項

平成21年3月31日までに引換請求のなかった乙種優先株式は、平成21年4月1日をもって、乙種優先株式1株の払込金相当額(600,000円)を平成21年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、100,000円を下回るときは、乙種優先株式1株の払込金相当額(600,000円)を100,000円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

乙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

乙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、乙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において乙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、乙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、乙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、乙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、乙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

3 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丙種優先配当金

① 丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先株式配当金の額は、丙種優先株式1株につき6,800円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。



(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき500,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成14年1月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は199,200円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が166,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(500,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、166,700円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(500,000円)を166,700円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

4 戊種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 戊種優先配当金

① 戊種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の戊種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり戊種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に戊種優先中間配当金を支払ったときは、当該戊種優先中間配当金の額を控除した額とする。

戊種優先株式配当金の額は、戊種優先株式1株につき14,380円とする。

- ② 非累積条項  
ある事業年度において、戊種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が戊種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ③ 非参加条項  
戊種優先株主に対しては、戊種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
  - ④ 戊種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき戊種優先配当金の額の2分の1を上限として、戊種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、戊種優先株主に対し、普通株主に先立ち、戊種優先株式1株につき1,250,000円を支払う。戊種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
  - ② 引換価額  
引換価額は359,700円とする。
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は、平成21年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項  
平成21年11月30日までに引換請求のなかった戊種優先株式は、平成21年12月1日をもって、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を平成21年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、戊種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
戊種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
戊種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、戊種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において戊種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、戊種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、戊種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株引受権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、戊種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、戊種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

5 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 己種優先配当金

① 己種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。

己種優先株式配当金の額は、己種優先株式1株につき18,500円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 己種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250,000円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終了の日までの期間を除く。

② 引換価額

引換価額は359,700円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 取得条項

平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、359,800円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(1,250,000円)を359,800円で除して得られる数の普通株式となる。

(6) 株主との合意による優先株式の取得

己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(7) 議決権条項

己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(8) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

6 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

① 第1種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき200,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は299,700円とする。

③ 引換価額の修正

当初引換価額は、平成18年8月1日以降毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が28,000円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

7 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

① 第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき200,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

当初引換価額は、平成20年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が20,000円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

③ 引換価額の修正

当初引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

8 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第3種優先配当金

① 第3種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第3種優先株式配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(200,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日という。

- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ③ 非参加条項  
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
  - ④ 第3種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき200,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
  - ② 引換価額  
当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が17,000円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
  - ③ 引換価額の修正  
当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得  
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項  
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株引受権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- 9 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金
- ① 第4種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年3.970%(払込金額2,500,000円に対し99,250円)とする。  
ただし、平成19年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成20年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額2,500,000円に対し57,918円とする。

- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ③ 非参加条項  
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
  - ④ 第4種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき2,500,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項  
平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、2,500,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。  
第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項  
第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会  
当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第4種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- 10 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第5種優先配当金
- ① 第5種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。  
配当年率は年3.675%(払込金額2,500,000円に対し91,875円)とする。  
ただし、平成20年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額2,500,000円に対し54,622円とする。
  - ② 非累積条項  
ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ③ 非参加条項  
第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。



- ④ 第5種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき2,500,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得  
第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (5) 取得条項  
平成26年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、2,500,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。  
第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。
- (6) 議決権条項  
第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第43条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (7) 種類株主総会  
当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第5種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
- 11 第9種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第9種優先配当金
- ① 第9種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第9種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第9種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第9種優先中間配当金を支払ったときは、当該第9種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第9種優先株式配当金の額は、第9種優先株式1株につき32,550円とする。ただし、平成20年3月31日終了の事業年度中は支払わないものとし、平成21年3月31日終了の事業年度中に支払う優先配当金の額は、払込金額3,500,000円に対し26,769円とする。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第9種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第9種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第9種優先株主に対しては、第9種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第9種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき第9種優先配当金の額の2分の1を上限として、第9種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき3,500,000円を支払う。第9種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

乙種優先株式、丙種優先株式、戊種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成20年6月5日以降の期間とする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第9種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得すると引換えに、当該第9種優先株主に対して、当社の普通株式を交付する。第9種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第9種優先株主が取得を請求した第9種優先株式の払込金額相当額総額}}{\text{引換価額}}$$

第9種優先株式を取得すると引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③ 取得請求権の行使の条件

第9種優先株主は、平成24年6月4日までは、ある四半期(各年の1月1日、4月1日、7月1日および10月1日に始まる各3ヶ月の期間をいう。以下同じ)の初日から最終日までの期間中の日において当該第9種優先株主の有する第9種優先株式の取得請求権を行使しようとするときは、当該四半期の直前の四半期の最終の取引日に終了する連続する30取引日のうちいずれかの20取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該直前の四半期の最終の取引日において適用ある引換価額に1.15を乗じて得た額を超えない限り、取得請求権を行使することができない。

第9種優先株主は、平成24年6月5日以降は、いずれかの取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該取引日において適用ある引換価額に0.3を乗じて得た額を超えた場合には、当該取引日以降、第9種優先株式の取得請求権を行使することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、売買高加重平均価格(下記(5)③に定義する)が発表されない日を含まない。以下「取引日」という場合について同じ。

ただし、本③に定める取得請求権の行使の条件は、(a)当社が存続会社とならない合併、(b)当社の事業の全部もしくは実質上全部の譲渡、もしくは当社の事業の全部もしくは実質上全部を対象とする当社の会社分割、または(c)当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転その他の組織再編行為(以下あわせて「非存続的再編」という)が行われる場合、当社が、当該非存続的再編に関して普通株主に対して法令に基づいて最初に通知を行った日(または普通株主への通知が法令上要求されない場合には当該非存続的再編に関して法令または証券取引所の規則に基づいて最初に開示を行った日)から当該非存続的再編の効力発生日の前日までの期間中は適用されない。当社は、非存続的再編に関して上記のとおり普通株主に対して通知を行い、もしくは開示を行った場合、または当該非存続的再編が当社の株主総会において可決もしくは否決された場合には、その旨を直ちに第9種優先株主に対して書面により通知するものとする。当該非存続的再編が当社の株主総会において否決された場合、当社が第9種優先株主に対しその旨の通知を発送した日の2日後以降、本③に定める取得請求権の行使の条件が再び適用されるものとする。

また、本③に定める取得請求権の行使の条件は、当社またはその子会社以外の者(特別の法律に基づいて設立された法人を除く)が、証券取引法に基づき、その者の当社についての株券等保有割合(証券取引法に定義される意味を有する)が50%以上である旨を記載した大量保有報告書または大量保有報告書に関する変更報告書を提出した場合には、かかる報告書の提出日以降、適用されない。

(5) 取得条項

① 第9種優先株式の全部または一部の取得

当社は、(a)当該取得を行った後において当社が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれる場合、または(b)当該取得と引換えに第9種優先株主に交付される金銭の額以上の額の資本調達を残余財産の分配について第9種優先株式と同順位以下の証券の発行により行う場合のいずれかに該当するものとして金融庁の事前承認を得たうえで、下記②に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当社は、第9種優先株式を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、下記③に定める財産を交付する。

当社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当社の代表執行役が抽選によってその取得する第9種優先株式を決定する。

② 取得事由

イ. 会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日(ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、以下「当初取得日」という)が到来することをもって、当社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日(ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下「取得日」という)が到来することをもって、当社が当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。

ただし、当社は、取得日の45取引日以上60取引日以下前の日に、当該取得日における取得の対象となる第9種優先株式を有する第9種優先株主に対して第9種優先株式を取得する旨の事前通知(以下「取得通知」という)を送付する。

ロ. 上記イ. にいう、取得不能日として定める日は、次により取得日として認められる日以外の日をいう。

当社は、当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が、いずれか連続する30取引日の各日において、当初強制引換価額(下記(6)③により強制引換価額が調整される場合には、下記(6)③に準じて調整する)に1.3を乗じて得た額以上であった場合には、平成24年6月4日以降の日で当該30取引日の期間の末日から30日以内の日に上記イ. に従って取得通知を送付することができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当社は、第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、取得条項発動時株価が取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当社の普通株式を交付する。

「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を、取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額で除し、第9種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。

「取得条項発動時株価」とは、取得通知の発送の日以後5取引日目に始まる連続した30取引日(ただし、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引が比例配分のみによって行われた日、および当該証券取引所により公表されたある取引日における当社の普通株式の普通取引の売買株式数が当該取引日に先立つ計算除外日でない5取引日における当社の普通株式の普通取引の売買株式数の平均値の4分の1未満である日(これらの日をあわせて以下「計算除外日」という)を除く)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値をいう。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記(6)③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記(6)③に準じて調整される。

「売買高加重平均価格」とは、株式会社東京証券取引所が、関連する取引日における当社の普通株式の普通取引の売買代金総額を当該取引日における当社の普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における当社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、株式会社東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該取引日において提示する8308ジェイティイー・エクイティ・エークューアール(8308 JT Equity AQR)の画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に表示された価格をいい、当該画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に価格が表示されない場合は、当該取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)をいう。以下「売買高加重平均価格」という場合について同じ。

(6) 引換価額および強制引換価額

① 当初引換価額および当初強制引換価額

当初の引換価額および強制引換価額(本(6)において、あわせて以下単に「引換価額」という)は、次のとおりとする。

当初引換価額(332,465円) = 基準価格(289,100円) × 1.15

基準価格は、平成19年4月26日に始まる連続する30取引日(ただし、計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記③に準じて調整される。

② 引換価額の修正

引換価額は、平成24年6月5日、平成25年6月5日、平成26年6月5日および平成27年6月5日(以下、これらの日を個別に、または総称して「修正日」という)に、当該修正日現在における当会社の普通株式の時価に修正される。ただし、当該時価が修正前の引換価額を上回る場合は、修正前の引換価額をもって修正後の引換価額とし、また、当該時価が当該修正日において有効な下限引換価額を下回る場合は、修正後の引換価額は、かかる下限引換価額とする。

引換価額の修正に使用する修正日現在における当会社の普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引日に始まる連続する30取引日(計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、下記③に準じて調整される。

「下限引換価額」は、基準価格に0.3を乗じて得た額(86,730円)とする(ただし、下記③により調整する)。

③ 引換価額の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(7) 株主との合意による優先株式の取得

第9種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(8) 議決権条項

第9種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(9) 種類株主総会

当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第9種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年6月5日(注)1	100	20,324	175,000	502,201	175,000	502,201
平成19年6月5日(注)2	—	20,324	△175,000	327,201	△175,000	327,201
平成19年7月31日(注)3	0	20,324	—	327,201	—	327,201
平成19年8月28日(注)4	40	20,364	50,000	377,201	50,000	377,201
平均19年8月28日(注)5	—	20,364	△50,000	327,201	△50,000	327,201
平成19年9月28日(注)6	△0	20,364	—	327,201	—	327,201

- (注) 1 有償 第三者割当(第9種優先株式100千株) 発行価格3,500,000円、資本組入額1,750,000円  
2 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第9種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え  
3 丁種第一回優先株式にかかる取得請求権の行使による普通株式の発行  
4 有償 第三者割当(第5種優先株式40千株) 発行価格2,500,000円、資本組入額1,250,000円  
5 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項の規定に基づく第5種優先株式発行と同時の資本金の額および資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え  
6 自己株式(丁種第一回優先株式)の消却

## (5) 【大株主の状況】

## ① 普通株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	5,648,239.000	49.54
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウツ イーアイエスジー(常任代理人 三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	173,382.000	1.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	131,026.000	1.14
アールビーシー デクシア インベスター サービスーズ トラスト ロンドン クライアント アカウツ(常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	71 QUEEN VICTORIA STREET, LONDON, EC4V 4DE (東京都千代田区永田町2丁目11番1号)	129,989.000	1.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	127,821.000	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	119,276.000	1.04
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	93,891.250	0.82
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	79,049.000	0.69
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	70,000.000	0.61
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	55,656.000	0.48
計	—	6,628,329.250	58.14

(注) 1 預金保険機構ほか3名から平成19年1月30日付で提出された大量保有(変更)報告書において、預金保険機構が平成19年1月26日現在で当社株式5,726,008株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合50.23%)を保有している旨が記載されておりますが、当社としては、平成19年9月30日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、株主名簿上の所有株式数を上記大株主の状況に記載しております。

2 従来は、国内の大株主について信託財産・特別勘定等を合算(名寄せ)して表示しておりましたが、当期より株主名簿の記載どおりに表示しております。

## ② 乙種第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	272,202	100.00
計	—	272,202	100.00

## ③ 丙種第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	120,000	100.00
計	—	120,000	100.00

## ④ 戊種第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	9,576	100.00
計	—	9,576	100.00

## ⑤ 己種第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	80,000	100.00
計	—	80,000	100.00

## ⑥ 第1種第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

## ⑦ 第2種第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,817,807.861	100.00
計	—	2,817,807.861	100.00

## ⑧ 第3種第一回優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	2,750,000	100.00
計	—	2,750,000	100.00

## ⑨ 第4種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社しんきん信託銀行	東京都中央区京橋2丁目14番1号	25,200	100.00
計	—	25,200	100.00

⑩ 第5種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	40,000	100.00
計	—	40,000	100.00

⑪ 第9種優先株式

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
メリルリンチ日本ファイナンス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	100,000	100.00
計	—	100,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	乙種第一回優先株式 272,202	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
	丙種第一回優先株式 120,000		
	戊種第一回優先株式 9,576		
	己種第一回優先株式 80,000		
	第4種優先株式 25,200		
	第5種優先株式 40,000		
	第9種優先株式 100,000		
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,006	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,376,514	普通株式 11,376,514	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注)1 (注)2
	第1種第一回優先株式 2,750,000	第1種第一回優先株式 2,750,000	
	第2種第一回優先株式 2,817,807	第2種第一回優先株式 2,817,807	
	第3種第一回優先株式 2,750,000	第3種第一回優先株式 2,750,000	
端株	普通株式 19,056.917 第2種第一回優先株式 0.861	—	(注)3
発行済株式総数	20,364,362.778	—	—
総株主の議決権	—	19,694,321	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式898株(議決権898個)が含まれております。



- 2 株主名簿上は、旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が5株（議決権5個）あります。  
なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。
- 3 上記の「端株」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式0.398株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそなホ ールディングス	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	4,006	—	4,006	0.03
計	—	4,006	—	4,006	0.03

- (注) 1 株主名簿上は、旧株式会社あさひ銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が5株（議決権5個）あります。  
なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。
- 2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

## 2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

### ① 普通株式

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	325,000	304,000	320,000	297,000	261,000	241,000
最低(円)	267,000	267,000	290,000	252,000	212,000	163,000

(注) 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### ② 乙種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておられません。

### ③ 丙種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておられません。

### ④ 戊種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておられません。

### ⑤ 己種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておられません。

⑥ 第1種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑦ 第2種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑧ 第3種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑨ 第4種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑩ 第5種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

⑪ 第9種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されていません。

### 3 【役員 の 状 況】

#### (1) 取締役 の 状 況

##### ① 新任 取締役

該当ありません。

##### ② 退任 取締役

該当ありません。

#### (2) 執行役 の 状 況

##### ① 新任 執行役

該当ありません。

##### ② 退任 執行役

該当ありません。

#### (3) 役職 の 異 動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役 グループ戦略部担当 兼コーポレートコミュニケーション部担当	執行役 グループ戦略部長 兼コーポレートコミュニケーション部担当	池 田 一 義	平成19年10月1日

## 第5 【経理の状況】

1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）の中間連結財務諸表並びに当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	※8	1,147,326	2.91	1,450,544	3.68	1,609,285	4.02
コールローン及び買入手形	※8	1,316,276	3.34	1,407,713	3.57	1,200,121	3.00
買現先勘定		6,998	0.02	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金		58,430	0.15	387,640	0.98	114,451	0.29
買入金銭債権		244,615	0.62	557,412	1.42	571,122	1.43
特定取引資産	※8	410,062	1.04	571,836	1.45	370,899	0.93
金銭の信託		-	-	-	-	10,385	0.03
有価証券	※1, 2, 8, 15	7,088,200	17.97	7,048,831	17.89	7,595,212	19.00
貸出金	※3, 4, 5, 6, 7, 8, 9	26,353,707	66.83	25,858,123	65.64	26,252,861	65.66
外国為替	※7	83,308	0.21	81,166	0.21	83,265	0.21
その他資産	※8	883,685	2.24	813,150	2.07	909,471	2.27
有形固定資産	※10, 11, 12	410,306	1.04	396,944	1.01	401,302	1.00
無形固定資産		44,323	0.11	36,065	0.09	40,382	0.10
繰延税金資産		274,128	0.69	319,701	0.81	309,286	0.77
支払承諾見返	※15	1,671,497	4.24	1,019,524	2.59	1,075,585	2.69
貸倒引当金		△542,012	△1.37	△541,658	△1.37	△543,137	△1.36
投資損失引当金		△14,808	△0.04	△14,876	△0.04	△14,819	△0.04
資産の部合計		39,436,046	100.00	39,392,119	100.00	39,985,678	100.00

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	※8	30,820,477	78.15	31,108,571	78.97	31,731,081	79.36
譲渡性預金		1,876,450	4.76	1,518,540	3.86	1,800,220	4.50
コールマネー及び売渡手形	※8	281,278	0.71	150,663	0.38	124,054	0.31
売現先勘定	※8	47,975	0.12	236,312	0.60	13,983	0.03
債券貸借取引受入担保金	※8	-	-	72,239	0.18	55,575	0.14
特定取引負債		46,933	0.12	104,332	0.27	115,367	0.29
借入金	※8,13	578,229	1.47	611,847	1.55	993,227	2.48
外国為替		5,544	0.01	3,281	0.01	3,199	0.01
社債	※14	850,382	2.16	929,402	2.36	866,141	2.17
信託勘定借		385,484	0.98	382,833	0.97	417,715	1.04
その他負債	※8	580,999	1.47	748,723	1.90	766,672	1.92
賞与引当金		-	-	10,832	0.03	-	-
退職給付引当金		3,595	0.01	3,930	0.01	3,766	0.01
事業再構築引当金		96	0.00	-	-	-	-
店舗チャンネル改革引当金		2,525	0.01	-	-	-	-
その他の引当金		-	-	5,749	0.01	5,409	0.01
特別法上の引当金		0	0.00	0	0.00	0	0.00
繰延税金負債		775	0.00	0	0.00	0	0.00
再評価に係る繰延税金負債	※10	44,837	0.11	43,342	0.11	43,536	0.11
支払承諾	※15	1,671,497	4.24	1,019,524	2.59	1,075,585	2.69
負債の部合計		37,197,083	94.32	36,950,127	93.80	38,015,538	95.07
(純資産の部)							
資本金		327,201	0.83	327,201	0.83	327,201	0.82
資本剰余金		326,508	0.82	673,796	1.71	223,810	0.56
利益剰余金		1,178,773	2.99	1,006,731	2.56	917,277	2.29
自己株式		△762	△0.00	△1,238	△0.00	△898	△0.00
株主資本合計		1,831,720	4.64	2,006,491	5.10	1,467,391	3.67
その他有価証券評価差額金		207,330	0.53	241,550	0.61	301,013	0.75
繰延ヘッジ損益		△13,184	△0.03	△16,394	△0.04	△15,675	△0.04
土地再評価差額金	※10	62,385	0.16	60,200	0.15	60,484	0.15
為替換算調整勘定		△1,847	△0.01	△988	△0.00	△1,400	△0.00
評価・換算差額等合計		254,684	0.65	284,366	0.72	344,421	0.86
少数株主持分		152,557	0.39	151,133	0.38	158,327	0.40
純資産の部合計		2,238,962	5.68	2,441,991	6.20	1,970,139	4.93
負債及び純資産の部合計		39,436,046	100.00	39,392,119	100.00	39,985,678	100.00

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		574,744	100.00	551,321	100.00	1,153,316	100.00
資金運用収益		319,806		349,259		665,223	
(うち貸出金利息)		(248,244)		(281,825)		(515,486)	
(うち有価証券利息配当金)		(46,442)		(33,731)		(94,290)	
信託報酬		19,628		20,485		40,438	
役務取引等収益		97,610		102,297		207,849	
特定取引収益		9,115		13,173		21,995	
その他業務収益		31,091		34,937		71,006	
その他経常収益	※2	97,491		31,167		146,802	
経常費用		367,493	63.94	423,799	76.87	743,461	64.46
資金調達費用		40,624		72,678		101,520	
(うち預金利息)		(20,087)		(42,851)		(51,834)	
役務取引等費用		21,515		24,065		50,811	
特定取引費用		278		166		455	
その他業務費用		35,620		45,536		48,505	
営業経費		179,488		189,336		384,631	
その他経常費用	※3	89,965		92,016		157,536	
経常利益		207,250	36.06	127,521	23.13	409,855	35.54
特別利益	※4	16,648	2.90	27,998	5.08	29,162	2.53
特別損失	※1,5	2,629	0.46	2,862	0.52	12,942	1.12
税金等調整前中間(当期)純利益		221,270	38.50	152,657	27.69	426,074	36.95
法人税、住民税及び事業税		5,174	0.90	7,263	1.32	12,466	1.08
法人税等調整額		△251,181	△43.70	19,362	3.51	△263,686	△22.86
少数株主利益		6,281	1.09	5,799	1.05	12,396	1.08
中間(当期)純利益		460,995	80.21	120,231	21.81	664,899	57.65

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	327,201	263,505	749,118	△579	1,339,245
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行		63,000			63,000
剰余金の配当(注)			△31,351		△31,351
中間純利益			460,995		460,995
自己株式の取得				△200	△200
自己株式の処分		3		17	20
土地再評価差額金取崩			11		11
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	63,003	429,654	△183	492,474
平成18年9月30日残高(百万円)	327,201	326,508	1,178,773	△762	1,831,720

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	257,388	—	62,396	△1,946	317,838	156,829	1,813,913
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行							63,000
剰余金の配当(注)							△31,351
中間純利益							460,995
自己株式の取得							△200
自己株式の処分							20
土地再評価差額金取崩							11
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△50,057	△13,184	△11	99	△63,154	△4,271	△67,425
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△50,057	△13,184	△11	99	△63,154	△4,271	425,049
平成18年9月30日残高(百万円)	207,330	△13,184	62,385	△1,847	254,684	152,557	2,238,962

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。



当中間連結会計期間(自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年 3月31日残高(百万円)	327,201	223,810	917,277	△898	1,467,391
中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行		450,000			450,000
剰余金の配当			△31,062		△31,062
中間純利益			120,231		120,231
自己株式の取得				△462	△462
自己株式の処分		△13		122	108
自己株式の消却		△0		0	—
土地再評価差額金取崩			284		284
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	449,986	89,454	△339	539,100
平成19年 9月30日残高(百万円)	327,201	673,796	1,006,731	△1,238	2,006,491

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年 3月31日残高(百万円)	301,013	△15,675	60,484	△1,400	344,421	158,327	1,970,139
中間連結会計期間中の変動額							
新株の発行							450,000
剰余金の配当							△31,062
中間純利益							120,231
自己株式の取得							△462
自己株式の処分							108
自己株式の消却							—
土地再評価差額金取崩							284
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△59,462	△718	△284	412	△60,054	△7,193	△67,247
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△59,462	△718	△284	412	△60,054	△7,193	471,852
平成19年 9月30日残高(百万円)	241,550	△16,394	60,200	△988	284,366	151,133	2,441,991

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	327,201	263,505	749,118	△579	1,339,245
連結会計年度中の変動額					
新株の発行		63,000			63,000
剰余金の配当(注)			△31,351		△31,351
当期純利益			664,899		664,899
自己株式の取得				△570,345	△570,345
自己株式の処分		4		28	32
自己株式の消却		△569,998		569,998	—
利益剰余金による補てん		467,300	△467,300		—
土地再評価差額金の取崩			1,912		1,912
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	△39,694	168,159	△319	128,145
平成19年3月31日残高(百万円)	327,201	223,810	917,277	△898	1,467,391

	評価・換算差額等					少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	257,388	—	62,396	△1,946	317,838	156,829	1,813,913
連結会計年度中の変動額							
新株の発行							63,000
剰余金の配当(注)							△31,351
当期純利益							664,899
自己株式の取得							△570,345
自己株式の処分							32
自己株式の消却							—
利益剰余金による補てん							—
土地再評価差額金の取崩							1,912
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	43,624	△15,675	△1,912	545	26,582	1,498	28,080
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	43,624	△15,675	△1,912	545	26,582	1,498	156,225
平成19年3月31日残高(百万円)	301,013	△15,675	60,484	△1,400	344,421	158,327	1,970,139

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

## ④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		221,270	152,657	426,074
減価償却費		7,573	7,777	15,372
減損損失		201	1,992	7,720
のれん償却額		3,488	3,635	7,050
持分法による投資損益(△)		△404	△244	△497
貸倒引当金の増加額		3,558	△1,479	4,683
投資損失引当金の増加額		171	56	182
賞与引当金の増加額		-	10,832	-
事業再構築引当金の増加額		△75	-	△171
退職給付引当金の増加額		158	163	329
資金運用収益		△319,806	△349,259	△665,223
資金調達費用		40,624	72,678	101,520
有価証券関係損益(△)		△35,466	△2,715	△88,911
金銭の信託の 運用損益(△)		-	△248	△385
為替差損益(△)		△39,670	△39,775	△56,655
固定資産処分損益(△)		204	489	1,056
特定取引資産の純増(△)減		232,575	△171,196	297,986
特定取引負債の純増減(△)		△24,156	△4,353	44,276
貸出金の純増(△)減		△144,104	394,738	△43,258
預金の純増減(△)		△776,770	△622,510	133,833
譲渡性預金の純増減(△)		152,710	△281,680	76,480
借入金(劣後特約付借入金 を除く)の純増減(△)		343,322	△329,489	765,187
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減		13,235	△377,147	△88,960
コールローン等の純増(△)減		△439,386	△196,342	△642,367

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
債券貸借取引支払保証金の 純増(△)減		△10,864	△273,189	△66,885
コールマネー等の純増減(△)		△834,351	248,399	△1,023,785
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)		△154,458	16,663	△98,882
外国為替(資産)の純増(△)減		6,204	1,090	6,246
外国為替(負債)の純増減(△)		59	82	△2,286
普通社債の発行・償還による 純増減(△)		-	-	50,000
信託勘定借の純増減(△)		△40,628	△34,882	△8,397
資金運用による収入		326,041	349,062	672,222
資金調達による支出		△44,174	△79,832	△94,903
その他		142,673	85,797	310,006
小計		△1,370,248	△1,418,230	38,658
法人税等の支払額		△12,957	△5,764	△17,539
営業活動による キャッシュ・フロー		△1,383,206	△1,423,995	21,119
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△10,590,029	△13,833,723	△22,743,109
有価証券の売却による収入		9,992,251	12,231,710	20,912,420
有価証券の償還による収入		1,377,111	2,065,484	2,216,224
金銭の信託の増加による 支出		-	-	△10,000
金銭の信託の減少による 収入		-	10,269	-
有形固定資産の取得による 支出		△4,454	△3,844	△9,996
有形固定資産の売却による 収入		551	270	1,841
無形固定資産の取得による 支出		△2,691	△1,733	△6,291
無形固定資産の売却による 収入		1,527	5	2,141
投資活動による キャッシュ・フロー		774,266	468,438	363,230

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入による収入		-	-	10,000
劣後特約付借入金 の返済による支出		△7,000	△52,000	△27,000
劣後特約付社債の 発行による収入		106,968	54,725	126,960
劣後特約付社債の 償還による支出		△36,200	-	△108,743
株式の発行による 収入		63,000	448,367	62,147
配当金支払額		△31,351	△31,062	△31,351
少数株主への配当 金支払額		△221	△23	△236
自己株式の取得に よる支出		△200	△462	△570,345
自己株式の売却に よる収入		20	108	32
財務活動による キャッシュ・フロー		95,015	419,654	△538,537
IV 現金及び現金同 等物に係る換算差 額		28	14	54
V 現金及び現金同 等物の増加額		△513,895	△535,888	△154,132
VI 現金及び現金同 等物の期首残高		1,475,689	1,321,557	1,475,689
VII 現金及び現金同 等物の中間期末(期 末)残高		961,793	785,669	1,321,557



	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。 (追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。 なお、「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号平成19年3月29日)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。 (2) 持分法適用の関連会社2社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 持分法非適用の関連会社            主要な会社名            アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(4) 持分法非適用の関連会社            主要な会社名            アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず当該他の会社等を関連会社としなかった場合の当該会社等            会社等名            株式会社長谷川            ミニター株式会社            連結子会社であるベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で株式を所有しているものであり、傘下に入れる目的ではないため、当社の関連会社としておりません。            会社等名            畿内総合信用保証株式会社            近畿地区第二地銀の住宅ローン保証の共同出資会社として設立され出資全行の協議・総意により運営される会社であり、傘下に入れる目的でないため、当社の関連会社としておりません。</p>	<p>(4) 持分法非適用の関連会社            主要な会社名            アライズ・キャピタル・パートナーズ株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 5社 9月末日 17社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <p>6月末日 4社 9月末日 15社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <p>12月末日 4社 3月末日 17社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
	<p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>		<p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(会計方針の変更) 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は650百万円減少し、繰延税金資産は441百万円増加しており、税金等調整前中間純利益は1,092百万円増加しております。</p> <p>(ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	(ロ) 同左	<p>(会計方針の変更) 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債等については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品(払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品)に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第12号平成18年3月30日)が公表されたことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用し、前連結会計年度末の連結貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額(税効果額控除後)を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法に比べその他有価証券評価差額金は808百万円減少し、繰延税金資産は550百万円増加しており、税金等調整前中間純利益は1,358百万円増加しております。</p> <p>(ロ) 同左</p>
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 有形固定資産は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。のれんの償却については、原則5年間の均等償却を行っておりますが、重要性の乏しいものは発生年度において一括償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年</p> <p>(会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ38百万円減少しております。</p> <p>(追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ271百万円減少しております。</p> <p>② 無形固定資産 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：2年～50年 動産：2年～20年</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準            主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。            破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。            また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。            なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準            主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。            破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。            また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。            なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権につい</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準            主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。            破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。            また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。            なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は426,492百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は333,223百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は340,314百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して、必要と認められる金額を計上しております。	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左	(6) 投資損失引当金の計上基準 同左
	—————	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、賞与引当金は業績インセンティブ給与が制度として定着し、当中間連結会計期間に帰属する額を合理的に見積もることができるようになったため、当中間連結会計期間より計上しております。	—————

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</li> <li>・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</li> </ul>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準 同左</p>	<p>(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理</li> <li>・数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年～12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理</li> </ul>
	<p>(8) 事業再構築引当金の計上基準 事業再構築引当金は、集中再生期間における資産・収益構造改革のためのシステム更改に伴う除却及び店舗統廃合に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>	—	—



	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(9) 店舗チャネル改革引当金の計上基準 店舗チャネル改革引当金は、一部の銀行業を営む国内連結子会社において、収益基盤の維持・強化とローコスト運営を両立する新しい店舗チャネルを再構築するための店舗の移転・統廃合・形態変更等に伴い、今後発生が見込まれる損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>		
		<p>(9) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。主な内訳は次のとおりです。 預金払戻損失引当金 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 利息返還損失引当金 将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を考慮した必要額を計上しております。</p>	<p>(8) その他の引当金の計上基準 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(10) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金0百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第65条の2第7項において準用する証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準 証券取引責任準備金 0百万円 証券先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、証券取引法第65条の2第7項において準用する同法第51条及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第32条に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>
	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む国内連結子会社の外貨建資産・負債については、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(12) リース取引の処理方法 当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(12) リース取引の処理方法 同左	(11) リース取引の処理方法 同左
	(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスクヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(13) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスクヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 (イ) 金利リスクヘッジ 銀行業を営む国内連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は7,187百万円(税効果控除前)、繰延ヘッジ利益は9,632百万円(同前)であります。</p>	<p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,312百万円(税効果控除前)、繰延ヘッジ利益は4,265百万円(同前)であります。</p>	<p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は4,958百万円(税効果控除前)、繰延ヘッジ利益は6,257百万円(同前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>銀行業を営む国内連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が生じていること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(ハ)連結会社間取引等 銀行業を営む国内連結子会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)連結会社間取引等 同左	(ハ)連結会社間取引等 同左
	(14)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(14)消費税等の会計処理 同左	(13)消費税等の会計処理 同左
	(15)連結納税制度の適用 当社及び一部の国内連結子会社は当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	(15)連結納税制度の適用 同左	(14)連結納税制度の適用 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は2,099,589百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当連結会計年度から適用しております。</p> <p>当連結会計年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,827,488百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度末における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は471百万円、「社債」は471百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準を適用し、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の社債発行差金は461百万円、「社債」は461百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間もしくは償還が可能となる日までの期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p> <p>(固定資産の減損に係る会計方針) 固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼働資産については、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更しております。この変更は、りそな銀行において同一店舗内に複数営業店が併存する形態が店舗統廃合で解消したことなどにより、管理会計上の区分である各営業店別のキャッシュ・フローがより精緻に把握できるようになったことによるものであります。この変更により、従来の方法に比べ、「税金等調整前当期純利益」が3,523百万円減少しております。</p> <p>なお、同一店舗内に複数営業店が併存する形態は、下期に解消したため当中間連結会計期間は従来の方法によっております。従って、当中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税金等調整前中間純利益は3,277百万円多く計上されております。</p>



前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 純額で繰延ヘッジ損失又は繰延ヘッジ利益として「その他資産」又は「その他負債」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>(2) 負債の部に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(5) 資産の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>連結調整勘定償却は、従来、「経常費用」中「その他経常費用」で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは無形固定資産償却として「経常費用」中「営業経費」に含めております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>(1) 「連結調整勘定償却額」は「のれん償却額」に含めて表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産処分損益(△)」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当中間連結会計期間より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。</p>	<p>固定資産の減損に係る会計基準の適用にあたり、稼働資産については、前連結会計年度の下期において、グルーピングの単位を一定の地域等から、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店に変更いたしました。従って、前中間連結会計期間は、変更後の方法によった場合に比べ、税金等調整前中間純利益は3,277百万円多く計上されております。</p>	<p>当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当連結会計年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。</p>

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,739百万円及び出資金16,122百万円が含まれております。</p> <p>※2 消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は35,907百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは29,352百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は18,261百万円、延滞債権額は387,263百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,891百万円及び出資金11,526百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は317,450百万円、再貸付けに供している有価証券は9,902百万円、当中間連結会計期間末に当該処分せずに所有しているものは4,927百万円あります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は20,554百万円、延滞債権額は440,993百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式18,825百万円及び出資金15,877百万円が含まれております。</p> <p>※2 消費貸借契約(債券貸借取引)又は貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は38,342百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは7,263百万円あります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は20,401百万円、延滞債権額は403,396百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は16,659百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は13,198百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,911百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は324,563百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は225,379百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は278,862百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は746,747百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は700,125百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は714,572百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は354,621百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は310,118百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は357,553百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																												
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>47,975百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,690,777百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>359,379百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>1,761百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>111,686百万円</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td>40,000百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>47,975百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>350,400百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>413百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金80百万円、有価証券852,111百万円、その他資産4,931百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は18,295百万円、敷金保証金は23,505百万円であります。</p>	特定取引資産	47,975百万円	有価証券	2,690,777百万円	貸出金	359,379百万円	その他資産	1,761百万円	預金	111,686百万円	コールマネー及び売渡手形	40,000百万円	売現先勘定	47,975百万円	借入金	350,400百万円	その他負債	413百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>コールローン及び買入手形</td> <td>150,000百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>221,670百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,185,201百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>230,455百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>4,038百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>91,461百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>236,312百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td>72,239百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>449,100百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>238百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金326百万円、有価証券1,042,347百万円、その他資産14,699百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,378百万円、敷金保証金は22,657百万円であります。</p>	コールローン及び買入手形	150,000百万円	特定取引資産	221,670百万円	有価証券	3,185,201百万円	貸出金	230,455百万円	その他資産	4,038百万円	預金	91,461百万円	売現先勘定	236,312百万円	債券貸借取引受入	72,239百万円	担保金		借入金	449,100百万円	その他負債	238百万円	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>63,929百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>3,124,109百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>284,470百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>3,960百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>144,109百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>13,983百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入</td> <td>29,574百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>776,300百万円</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td>288百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金436百万円、有価証券951,893百万円、その他資産3,340百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち先物取引差入証拠金は14,926百万円、敷金保証金は23,055百万円であります。</p>	特定取引資産	63,929百万円	有価証券	3,124,109百万円	貸出金	284,470百万円	その他資産	3,960百万円	預金	144,109百万円	売現先勘定	13,983百万円	債券貸借取引受入	29,574百万円	担保金		借入金	776,300百万円	その他負債	288百万円
特定取引資産	47,975百万円																																																													
有価証券	2,690,777百万円																																																													
貸出金	359,379百万円																																																													
その他資産	1,761百万円																																																													
預金	111,686百万円																																																													
コールマネー及び売渡手形	40,000百万円																																																													
売現先勘定	47,975百万円																																																													
借入金	350,400百万円																																																													
その他負債	413百万円																																																													
コールローン及び買入手形	150,000百万円																																																													
特定取引資産	221,670百万円																																																													
有価証券	3,185,201百万円																																																													
貸出金	230,455百万円																																																													
その他資産	4,038百万円																																																													
預金	91,461百万円																																																													
売現先勘定	236,312百万円																																																													
債券貸借取引受入	72,239百万円																																																													
担保金																																																														
借入金	449,100百万円																																																													
その他負債	238百万円																																																													
特定取引資産	63,929百万円																																																													
有価証券	3,124,109百万円																																																													
貸出金	284,470百万円																																																													
その他資産	3,960百万円																																																													
預金	144,109百万円																																																													
売現先勘定	13,983百万円																																																													
債券貸借取引受入	29,574百万円																																																													
担保金																																																														
借入金	776,300百万円																																																													
その他負債	288百万円																																																													
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,355,703百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,197,923百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,465,649百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,149,290百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,880,502百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,556,809百万円あります。</p>																																																												

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</li> <li>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</li> </ul>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</li> <li>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</li> </ul>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、一部の国内連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</li> <li>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</li> <li>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,261百万円</li> </ul>

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※11 有形固定資産の減価償却累計額 213,135百万円	※11 有形固定資産の減価償却累計額 209,395百万円	※11 有形固定資産の減価償却累計額 207,668百万円
※12 有形固定資産の圧縮記帳額 62,525百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 —百万円)	※12 有形固定資産の圧縮記帳額 62,343百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 —百万円)	※12 有形固定資産の圧縮記帳額 62,398百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 —百万円)
※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金177,000百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金115,000百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金167,000百万円が含まれております。
※14 社債には、劣後特約付社債690,382百万円が含まれております。	※14 社債には、劣後特約付社債719,402百万円が含まれております。	※14 社債には、劣後特約付社債656,141百万円が含まれております。
	※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は496,911百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返はそれぞれ548,612百万円減少します。	※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(証券取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は544,188百万円であります。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。 これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ544,188百万円減少しております。
16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託488,427百万円であります。	16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託471,455百万円であります。	16 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託516,755百万円であります。



(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※2 「その他経常収益」には、株式等売却益68,617百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、株式等売却損26,300百万円、貸倒引当金繰入額34,188百万円、貸出金償却15,951百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、償却債権取立益16,072百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、一部の銀行業を営む国内連結子会社におけるシステム更改に伴う損失1,647百万円、固定資産処分損780百万円を含んでおります。</p>	<p>※2 「その他経常収益」には、株式等売却益15,448百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸出金償却29,783百万円、貸倒引当金繰入額26,477百万円、株式等売却損21,282百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、償却債権取立益27,701百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、減損損失1,992百万円、固定資産処分損785百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼働資産のうち一部の営業用店舗について3,523百万円、廃止予定店舗や遊休施設等について4,196百万円の「減損損失」を計上しております。</p> <p>上記「減損損失」の合計のうち、建物は3,009百万円、土地は2,081百万円、その他の有形固定資産は2,629百万円、その他の無形固定資産は0百万円であります。</p> <p>グルーピングの単位は、稼働資産については、継続的な管理・把握を実施している各営業店舗としております。本部、研修所、システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は、共用資産としております。また、廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位としております。</p> <p>回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額により、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、一部の営業用店舗については、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.6%で割り引いて算定しております。</p> <p>※2 「その他経常収益」には、株式等売却益108,420百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額58,447百万円、貸出金償却38,287百万円、株式等売却損27,036百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、償却債権取立益24,824百万円、店舗チャンネル改革引当金取崩額2,625百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、減損損失7,720百万円、固定資産処分損2,668百万円、一部の銀行業を営む国内連結子会社におけるシステム更改に伴う損失2,553百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,399	—	—	11,399	
種類株式					
乙種第一回優先株式	680	—	—	680	
丙種第一回優先株式	120	—	—	120	
丁種第一回優先株式	0	—	—	0	
戊種第一回優先株式	240	—	—	240	
己種第一回優先株式	80	—	—	80	
第1種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第2種第一回優先株式	2,817	—	—	2,817	
第3種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第4種優先株式	—	25	—	25	(注) 1
合計	20,837	25	—	20,862	
自己株式					
普通株式	1	0	0	2	(注) 2

(注) 1 新株の発行による増加であります。

2 端株の買取及び処分による増減であります。

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成18年5月23日 取締役会	普通株式	11,397	1,000	平成18年3月31日	平成18年5月23日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	4,324	6,360		
	丙種第一回 優先株式	816	6,800		
	丁種第一回 優先株式	1	10,000		
	戊種第一回 優先株式	3,451	14,380		
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回 優先株式	3,267	1,188		
	第2種第一回 優先株式	3,347	1,188		
第3種第一回 優先株式	3,267	1,188			

II 当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	11,399	0	—	11,399	(注) 1
種類株式					
乙種第一回優先株式	272	—	—	272	
丙種第一回優先株式	120	—	—	120	
丁種第一回優先株式	0	—	0	—	(注) 1
戊種第一回優先株式	9	—	—	9	
己種第一回優先株式	80	—	—	80	
第1種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第2種第一回優先株式	2,817	—	—	2,817	
第3種第一回優先株式	2,750	—	—	2,750	
第4種優先株式	25	—	—	25	
第5種優先株式	—	40	—	40	(注) 2
第9種優先株式	—	100	—	100	(注) 2
合計	20,224	140	0	20,364	
自己株式					
普通株式	2	1	0	4	(注) 3
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	(注) 1
合計	2	1	0	4	

(注) 1 普通株式の発行済株式および丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 新株の発行による増加であります。

3 端株の買取および処分による増減であります。

2 配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	11,396	1,000	平成19年3月31日	平成19年6月11日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	1,731	6,360		
	丙種第一回 優先株式	816	6,800		
	丁種第一回 優先株式	0	10,000		
	戊種第一回 優先株式	137	14,380		
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回 優先株式	4,642	1,688		
	第2種第一回 優先株式	4,756	1,688		
	第3種第一回 優先株式	4,642	1,688		
第4種 優先株式	1,459	57,918			

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度		当連結会計 年度末株式数	摘要
		増加株式数	減少株式数		
発行済株式					
普通株式	11,399	0	—	11,399	注1
種類株式					
乙種第一回 優先株式	680	—	407	272	注2
丙種第一回 優先株式	120	—	—	120	
丁種第一回 優先株式	0	—	0	0	注1
戊種第一回 優先株式	240	—	230	9	注2
己種第一回 優先株式	80	—	—	80	
第1種第一回 優先株式	2,750	—	—	2,750	
第2種第一回 優先株式	2,817	—	—	2,817	
第3種第一回 優先株式	2,750	—	—	2,750	
第4種 優先株式	—	25	—	25	注3
合計	20,837	25	638	20,224	
自己株式					
普通株式	1	0	0	2	注4
種類株式					
乙種第一回 優先株式	—	407	407	—	注2
丁種第一回 優先株式	—	0	0	—	注1
戊種第一回 優先株式	—	230	230	—	注2
合計	1	639	638	2	

(注) 1 普通株式の発行済株式及び丁種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得権行使による増加であり、丁種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の自己株式の増加は、自己株式取得枠の範囲内で実施した取得による増加であり、乙種第一回優先株式及び戊種第一回優先株式の発行済株式並びに自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

3 新株の発行による増加であります。

4 端株の買取及び処分による増減であります。

## 2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年5月23日 取締役会	普通株式	11,397	1,000	平成18年3月31日	平成18年5月23日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	4,324	6,360		
	丙種第一回 優先株式	816	6,800		
	丁種第一回 優先株式	1	10,000		
	戊種第一回 優先株式	3,451	14,380		
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500		
	第1種第一回 優先株式	3,267	1,188		
	第2種第一回 優先株式	3,347	1,188		
	第3種第一回 優先株式	3,267	1,188		

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	11,396	1,000	利益剰余金	平成19年3月31日	平成19年6月11日
	種類株式					
	乙種第一回 優先株式	1,731	6,360			
	丙種第一回 優先株式	816	6,800			
	丁種第一回 優先株式	0	10,000			
	戊種第一回 優先株式	137	14,380			
	己種第一回 優先株式	1,480	18,500			
	第1種第一回 優先株式	4,642	1,688			
	第2種第一回 優先株式	4,756	1,688			
	第3種第一回 優先株式	4,642	1,688			
	第4種 優先株式	1,459	57,918			

[前へ](#)

[次へ](#)

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成18年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年3月31日現在
現金預け金 勘定 1,147,326百万円	現金預け金 勘定 1,450,544百万円	現金預け金 勘定 1,609,285百万円
日本銀行以外の金融機関への預け金 $\Delta$ 185,532百万円	日本銀行以外の金融機関への預け金 $\Delta$ 664,875百万円	日本銀行以外の金融機関への預け金 $\Delta$ 287,727百万円
現金及び現金同等物 961,793百万円	現金及び現金同等物 785,669百万円	現金及び現金同等物 1,321,557百万円

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>12,694百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>887百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>13,582百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>6,025百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>568百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,594百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>6,669百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>318百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,987百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>2,371百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4,940百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,311百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>1,385百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,268百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>111百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	12,694百万円	その他	887百万円	合計	13,582百万円	動産	6,025百万円	その他	568百万円	合計	6,594百万円	動産	6,669百万円	その他	318百万円	合計	6,987百万円	1年内	2,371百万円	1年超	4,940百万円	合計	7,311百万円	支払リース料	1,385百万円	減価償却費相当額	1,268百万円	支払利息相当額	111百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>14,078百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>686百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>14,764百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>7,542百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>407百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,950百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>6,536百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>278百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>6,814百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>2,456百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4,775百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,232百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>1,394百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>1,329百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>106百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	14,078百万円	その他	686百万円	合計	14,764百万円	動産	7,542百万円	その他	407百万円	合計	7,950百万円	動産	6,536百万円	その他	278百万円	合計	6,814百万円	1年内	2,456百万円	1年超	4,775百万円	合計	7,232百万円	支払リース料	1,394百万円	減価償却費相当額	1,329百万円	支払利息相当額	106百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>動産</td><td>14,647百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>768百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>15,416百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>6,759百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>458百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>7,217百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>動産</td><td>7,888百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>310百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,199百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>2,582百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>5,996百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>8,578百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table> <tr><td>支払リース料</td><td>2,711百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>2,521百万円</td></tr> <tr><td>支払利息相当額</td><td>228百万円</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>主として、リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		動産	14,647百万円	その他	768百万円	合計	15,416百万円	動産	6,759百万円	その他	458百万円	合計	7,217百万円	動産	7,888百万円	その他	310百万円	合計	8,199百万円	1年内	2,582百万円	1年超	5,996百万円	合計	8,578百万円	支払リース料	2,711百万円	減価償却費相当額	2,521百万円	支払利息相当額	228百万円
取得価額相当額																																																																																																		
動産	12,694百万円																																																																																																	
その他	887百万円																																																																																																	
合計	13,582百万円																																																																																																	
動産	6,025百万円																																																																																																	
その他	568百万円																																																																																																	
合計	6,594百万円																																																																																																	
動産	6,669百万円																																																																																																	
その他	318百万円																																																																																																	
合計	6,987百万円																																																																																																	
1年内	2,371百万円																																																																																																	
1年超	4,940百万円																																																																																																	
合計	7,311百万円																																																																																																	
支払リース料	1,385百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	1,268百万円																																																																																																	
支払利息相当額	111百万円																																																																																																	
取得価額相当額																																																																																																		
動産	14,078百万円																																																																																																	
その他	686百万円																																																																																																	
合計	14,764百万円																																																																																																	
動産	7,542百万円																																																																																																	
その他	407百万円																																																																																																	
合計	7,950百万円																																																																																																	
動産	6,536百万円																																																																																																	
その他	278百万円																																																																																																	
合計	6,814百万円																																																																																																	
1年内	2,456百万円																																																																																																	
1年超	4,775百万円																																																																																																	
合計	7,232百万円																																																																																																	
支払リース料	1,394百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	1,329百万円																																																																																																	
支払利息相当額	106百万円																																																																																																	
取得価額相当額																																																																																																		
動産	14,647百万円																																																																																																	
その他	768百万円																																																																																																	
合計	15,416百万円																																																																																																	
動産	6,759百万円																																																																																																	
その他	458百万円																																																																																																	
合計	7,217百万円																																																																																																	
動産	7,888百万円																																																																																																	
その他	310百万円																																																																																																	
合計	8,199百万円																																																																																																	
1年内	2,582百万円																																																																																																	
1年超	5,996百万円																																																																																																	
合計	8,578百万円																																																																																																	
支払リース料	2,711百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	2,521百万円																																																																																																	
支払利息相当額	228百万円																																																																																																	
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>35百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年内	18百万円	1年超	16百万円	合計	35百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>15百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>4百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>20百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年内	15百万円	1年超	4百万円	合計	20百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr><td>1年内</td><td>18百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>9百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>27百万円</td></tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年内	18百万円	1年超	9百万円	合計	27百万円																																																																														
1年内	18百万円																																																																																																	
1年超	16百万円																																																																																																	
合計	35百万円																																																																																																	
1年内	15百万円																																																																																																	
1年超	4百万円																																																																																																	
合計	20百万円																																																																																																	
1年内	18百万円																																																																																																	
1年超	9百万円																																																																																																	
合計	27百万円																																																																																																	

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	136,994	136,086	△907

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	395,321	804,175	408,853
債券	4,453,360	4,412,735	△40,625
国債	3,267,435	3,234,564	△32,870
地方債	297,366	293,427	△3,938
社債	888,559	884,742	△3,816
その他	1,069,315	1,063,558	△5,757
合計	5,917,997	6,280,469	362,471

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は4,610百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落



3 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	29,600
その他有価証券	
非上場株式	137,497
非上場内国債券	586,297

## II 当中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー、信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
地方債	174,050	174,380	330

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	389,992	754,361	364,368
債券	5,055,550	5,020,406	△35,144
国債	4,208,033	4,176,576	△31,456
地方債	295,904	294,096	△1,808
社債	551,613	549,733	△1,879
その他	614,275	628,692	14,416
合計	6,059,818	6,403,459	343,640

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は1,589百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	30,590
その他有価証券	
非上場株式	106,603
非上場内国債券	517,662

[前へ](#)

[次へ](#)

### Ⅲ 前連結会計年度末

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び信託受益権並びに「特定取引資産」中の商品有価証券、短期社債、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパーを含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

#### 1 売買目的有価証券(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	291,026	272

#### 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
地方債	148,451	148,074	△377	588	966

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	390,466	839,411	448,944	451,428	2,483
債券	4,951,728	4,913,534	△38,193	1,468	39,662
国債	3,927,606	3,894,702	△32,903	814	33,718
地方債	311,550	308,743	△2,806	376	3,183
社債	712,570	710,087	△2,483	277	2,760
その他	1,054,405	1,076,576	22,171	49,626	27,455
合計	6,396,599	6,829,521	432,921	502,523	69,601

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、6,261百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	20,521,550	148,413	59,169

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成19年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場内国債券	30,640
その他有価証券	
非上場株式	122,077
非上場内国債券	571,668

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成19年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	2,939,623	1,368,164	614,257	742,346
国債	2,387,786	452,723	328,040	726,152
地方債	63,290	152,803	241,102	—
社債	488,547	762,637	45,115	16,193
その他	11,400	85,151	240,849	232,712
合計	2,951,024	1,453,316	855,106	975,058

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成18年9月30日現在)  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成18年9月30日現在)  
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)  
該当ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	10,385	385

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年3月31日現在)  
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	350,169
その他有価証券	350,169
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	141,917
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	208,252
(△)少数株主持分相当額	905
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△16
その他有価証券評価差額金	207,330

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額12,301百万円を除いております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	331,359
その他有価証券	331,359
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	89,731
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	241,627
(△)少数株主持分相当額	67
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△9
その他有価証券評価差額金	241,550

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額12,281百万円を除いております。

### Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成19年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	420,640
その他有価証券	420,640
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	119,197
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	301,443
(△)少数株主持分相当額	407
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△22
その他有価証券評価差額金	301,013

(注) 評価差額からは、時価ヘッジにより損益に反映させた額12,281百万円を除いております。

[前へ](#)

[次へ](#)



(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	2,001,394	△4,319	△4,319
店頭	金利スワップ	15,400,986	25,014	25,392
	キャップ	273,142	△231	1,115
	フロアー	12,735	311	206
	スワップション	16,437	301	188
	合計	—	21,076	22,582

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,294,876	6,075	△7,247
	為替予約	1,148,285	33,870	33,870
	通貨オプション	3,166,946	△15,692	△4,512
	合計	—	24,253	22,111

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株価指数先物	1,585	△25	△25
	株価指数オプション	155,421	△560	△136
	合計	—	△585	△161

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	150,691	△386	△386
	合計	—	△386	△386

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間末

### (1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	1,181,682	△369	△369
店頭	金利スワップ	19,885,637	23,476	23,250
	キャップ	187,358	△129	706
	フローア	18,542	△70	98
	スワップション	30,490	72	49
	合計	—	22,980	23,735

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,509,176	3,340	△1,712
	為替予約	1,668,233	38,672	38,672
	通貨オプション	3,148,638	△9,835	5,808
	合計	—	32,178	42,768

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	144,113	461	461
	合計	—	461	461

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

該当ありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引は以下のとおりです。

- ① 金利関連  
金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約、金利スワップ、金利オプション
- ② 通貨関連  
為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
- ③ 株式関連  
株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション
- ④ 債券関連  
債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

##### (2) 取引に対する取組方針および利用目的

お客様の多様化したニーズに対応した金融商品を提供する上で、また、当社グループが晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっています。当社グループでは、以下の目的でデリバティブ取引を行っています。

- ① お客様のニーズへの対応  
当社グループで行うデリバティブ取引は、お客様の多様化・高度化するヘッジニーズ、運用・調達ニーズに対応した商品を提供する目的の取引が中心です。また、お客様に商品を提供するにあたりましては、デリバティブ取引は内在するリスクが大きいことから、商品内容、リスクの説明を十分行った上で商品の提供を行っています。
- ② 金融資産・負債のヘッジ取引  
貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュ・フローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」といった「包括ヘッジ」、及び「個別ヘッジ」として実施しております。  
グループ各社でヘッジ取引を行う場合には規程等を制定し、定期的にヘッジの有効性の検証等を実施する体制としています。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しています。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施していません。
- ③ トレーディング取引  
短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引でデリバティブ取引を行っています。

##### (3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理

デリバティブ取引のリスクには、市場リスク、信用リスクなどがあります。市場リスクとは、金利、為替および株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクです。当社では、グループ全体でのリスク管理体制を定めた「グループリスク管理方針」と「グループリスク管理規程」を取締役会等で定め、この基本方針に則って、グループお取引先全体でのリスク管理に取り組んでいます。

① 市場リスク管理体制

当社グループの市場リスク管理は、当社が定めたリスク管理方針に則り、グループ各社がそれぞれの業務内容、リスクの状況に応じたリスク管理を行っています。また、当社におきましては、グループ各社の市場リスクを統括して管理する部署として「リスク統括部」を設置しています。リスク統括部では、グループ各社のリスク管理方針、規程の妥当性の検証を通じて、グループ全体のリスク管理体制の整備を行うとともに、各社がバリューアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。)により設定する上限枠について事前に当社と協議する体制としています。また、グループ各社の市場リスクの状況はリスク統括部が日次で把握して管理するとともに経営陣へ報告しています。

② 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、カレント・エクスポージャー方式によるリスク額計測手法等を用いて与信相当額を把握し、貸出金等のオンバランス取引と合算のうえ、市場・営業推進部門から独立した融資・審査部門がお取引先毎に取引限度額を設けるなどして、与信判断・管理を行う体制としております。

また、お取引先の信用度の変化に応じて機動的に取引限度額の見直しを行うなどの運営管理にも努めております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物				
	売建	1,542,958	—	△1,251	△1,251
	買建	560,675	—	△33	△33
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	7,461,498	6,005,969	31,834	29,390
	受取変動・支払固定	8,466,696	5,486,603	△4,258	△1,812
	受取変動・支払変動	2,642,500	2,350,500	△2,530	△2,530
	キャップ				
	売建	146,064	85,542	810	880
	買建	86,971	70,610	598	0
	フロアー				
	売建	6,400	6,300	174	△8
	買建	12,961	12,885	140	128
	スワップション				
売建	—	—	—	—	
買建	11,190	1,100	148	59	
	合計	—	—	23,662	24,824

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ 為替予約	3,100,807	2,952,341	5,289	△7,808
	売建	473,393	62,485	△6,007	△6,007
	買建	1,188,156	555,675	48,259	48,259
	通貨オプション				
	売建	1,547,564	879,258	59,121	8,705
	買建	1,630,292	880,092	40,040	△13,995
	合計	—	—	28,460	29,153

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

- 2 時価の算定  
 割引現在価値等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	6,868	—	△56	△56
	買建	6,793	—	72	72
	株式指数オプション				
	売建	100,127	—	656	297
	買建	93,150	—	149	△107
	合計	—	—	△490	207

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

- 2 時価の算定  
 東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成19年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物				
	売建	71,158	—	59	59
	買建	30,524	—	△81	△81
	合計	—	—	△22	△22

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定  
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年3月31日現在)

該当ありません。

[前へ](#)



**【事業の種類別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

**【所在地別セグメント情報】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

**【海外経常収益】**

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(開示対象特別目的会社関係)

当社の連結子会社である株式会社りそな銀行では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、株式会社りそな銀行は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として同社に引渡しております。

当中間連結会計期間末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は7,008百万円、負債総額は7,031百万円です。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等は以下の通りです。

(単位：百万円)

	当中間連結会計 期間末残高
譲渡資産（住宅ローン債権）	6,050
譲渡資産に係る劣後債権	2,223

(注) 信託報酬、分配益及び事務委任手数料などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△44,609.17	△19,392.98	△23,676.18
1株当たり中間(当期)純利益	円	40,449.00	10,550.40	53,933.18
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	円	24,475.56	6,682.94	34,237.60

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,238,962	2,441,991	1,970,139
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,747,358	2,662,986	2,239,965
うち少数株主持分	百万円	152,557	151,133	158,327
うち優先株式	百万円	2,594,801	2,511,852	2,061,972
うち優先配当額	百万円	—	—	19,665
普通株式に係る(中間)期末の純資産額	百万円	△508,396	△220,994	△269,826
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	11,396	11,395	11,396

2 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	460,995	120,231	664,899
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	50,236
うち優先配当額	百万円	—	—	19,665
うち配当優先株式に係る消却差額	百万円	—	—	30,571
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	460,995	120,231	614,662
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	11,396	11,395	11,396
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	18,205
うち優先配当額	百万円	—	—	18,205
普通株式増加数	千株	7,437	6,594	7,087
うち優先株式	千株	7,437	6,594	7,087
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>1 重要な新株の発行 平成19年4月25日に、第三者割当の方法による優先株式の発行を決定し、平成19年6月5日に払込完了いたしました。</p> <p>(1) 募集等の方法 第三者割当 (2) 発行する株式の種類 第9種優先株式 (3) 発行する株式の数 100,000株 (4) 発行価額 1株につき3,500,000円 (5) 発行総額 3,500億円 (6) 発行価額のうち資本へ組み入れる額 1株につき1,750,000円 (7) 発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額 1株につき1,750,000円 (8) 払込期日 平成19年6月5日 (9) 新株の配当起算日 平成19年6月5日 (10) 資金の用途 財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。 (11) その他重要な事項 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づき、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行っております。</p> <p>2 重要な資本の減少 平成19年4月25日に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定し、平成19年6月5日に効力発生いたしました。</p> <p>(1) 目的 第9種優先株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資(分配可能額)である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(2) 資本減少の方法  会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少による。</p> <p>(3) 減少する資本の額  1,750億円</p> <p>(4) 減少する資本準備金の額  1,750億円</p> <p>(5) 減少する発行済株式数  なし</p> <p>(6) 法定公告掲載日  平成19年5月2日</p> <p>(7) 債権者異議申述最終期日  平成19年6月4日</p> <p>(8) 効力発生日  平成19年6月5日</p> <p>(9) その他重要な事項  同時に第9種優先株式の発行により資本金を増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額が同日前を下回ることはありません。</p> <p>上記1、2の結果、平成19年6月5日に、発行済株式総数のうち優先株式は8,924,845.861株となり、資本剰余金は3,500億円増加いたしました。</p>

(2) 【その他】

該当ありません。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
現金及び預金		410,372		20,662		22,567	
有価証券		—		736,000		—	
前払費用		349		281		347	
繰延税金資産		—		64		115	
未収収益		17		37		9	
未収入金		9,739		17,240		24,213	
未収法人税等		51,727		77,727		77,950	
流動資産合計		472,207	27.32	852,013	41.38	125,202	9.18
II 固定資産							
有形固定資産	※1						
器具及び備品		18		14		15	
有形固定資産合計		18		14		15	
無形固定資産							
商標権		71		59		65	
ソフトウェア		12		10		9	
無形固定資産合計		83		69		75	
投資その他の資産							
関係会社株式		1,111,267		1,111,267		1,111,267	
関係会社長期貸付金	※2	115,000		60,000		95,000	
繰延税金資産		30,109		35,547		32,474	
その他		5		5		5	
投資その他の資産合計		1,256,382		1,206,820		1,238,747	
固定資産合計		1,256,485	72.68	1,206,905	58.62	1,238,838	90.82
資産合計		1,728,692	100.00	2,058,918	100.00	1,364,041	100.00

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
関係会社短期借入金		—		—		80,000	
一年以内返済予定 長期借入金		—		17,000		17,000	
未払金		—		16,265		14,176	
未払費用		1,391		1,146		1,188	
未払法人税等		82		6		61	
未払消費税等		20		48		23	
賞与引当金		—		224		—	
その他		84		127		73	
流動負債合計		1,578	0.09	34,818	1.69	112,523	8.25
II 固定負債							
社債		160,000		210,000		210,000	
長期借入金	※3	131,000		59,000		94,000	
関係会社長期借入金		100,000		50,000		50,000	
固定負債合計		391,000	22.62	319,000	15.49	354,000	25.95
負債合計		392,578	22.71	353,818	17.18	466,523	34.20
(純資産の部)							
I 株主資本							
資本金		327,201	18.93	327,201	15.89	327,201	23.99
資本剰余金							
資本準備金		327,201		327,201		327,201	
その他資本剰余金		102,698		449,986		—	
資本剰余金合計		429,899	24.87	777,187	37.75	327,201	23.99
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		579,776		601,949		244,014	
利益剰余金合計		579,776	33.54	601,949	29.24	244,014	17.88
自己株式		△762	△0.05	△1,238	△0.06	△898	△0.06
株主資本合計		1,336,114	77.29	1,705,100	82.82	897,518	65.80
純資産合計		1,336,114	77.29	1,705,100	82.82	897,518	65.80
負債純資産合計		1,728,692	100.00	2,058,918	100.00	1,364,041	100.00



② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	
I 営業収益										
関係会社受取 配当金		258,538		387,991		389,448				
関係会社受入 手数料		2,326		2,414		4,652				
関係会社 貸付金利息		662		647		1,408				
その他		—	261,526	100.00	549	391,603	100.00	320	395,828	100.00
II 営業費用										
支払利息		2,110		1,980		4,572				
社債利息		784		1,148		1,766				
社債発行費償却		2		—		209				
販売費及び 一般管理費	※1,2	2,004		2,130		4,176				
その他		—	4,901	1.87	549	5,809	1.48	320	11,045	2.79
営業利益			256,624	98.13		385,794	98.52		384,783	97.21
III 営業外収益										
受取利息		108		—		305				
有価証券利息		—		672		—				
受入手数料		68		67		134				
還付加算金		—		—		70				
その他		82	258	0.10	149	890	0.22	12	522	0.13
IV 営業外費用										
株式交付費償却		852		1,632		852				
その他		0	853	0.33	0	1,632	0.41	9	862	0.22
経常利益			256,030	97.90		385,052	98.33		384,444	97.12
V 特別損失										
固定資産除却損		0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00
税引前中間 (当期)純利益			256,029	97.90		385,052	98.33		384,443	97.12
法人税、住民税 及び事業税		△9,726		△923		△10,370				
法人税等調整額		△21,828	△31,555	△12.06	△3,022	△3,945	△1.00	△24,308	△34,679	△8.76
中間(当期) 純利益			287,585	109.96		388,997	99.33		419,123	105.88

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	327,201	327,201	39,694	366,895
中間会計期間中の変動額				
新株の発行			63,000	63,000
剰余金の配当(注)				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			3	3
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	63,003	63,003
平成18年9月30日残高(百万円)	327,201	327,201	102,698	429,899

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	323,543	△579	1,017,061	1,017,061
中間会計期間中の変動額				
新株の発行			63,000	63,000
剰余金の配当(注)	△31,351		△31,351	△31,351
中間純利益	287,585		287,585	287,585
自己株式の取得		△200	△200	△200
自己株式の処分		17	20	20
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	256,233	△183	319,053	319,053
平成18年9月30日残高(百万円)	579,776	△762	1,336,114	1,336,114

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	327,201	327,201	—	327,201
中間会計期間中の変動額				
新株の発行			450,000	450,000
剰余金の配当				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△13	△13
自己株式の消却			△0	△0
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	—	—	449,986	449,986
平成19年9月30日残高(百万円)	327,201	327,201	449,986	777,187

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	244,014	△898	897,518	897,518
中間会計期間中の変動額				
新株の発行			450,000	450,000
剰余金の配当	△31,062		△31,062	△31,062
中間純利益	388,997		388,997	388,997
自己株式の取得		△462	△462	△462
自己株式の処分		122	108	108
自己株式の消却		0	—	—
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	357,935	△339	807,582	807,582
平成19年9月30日残高(百万円)	601,949	△1,238	1,705,100	1,705,100

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	327,201	327,201	39,694	366,895
事業年度中の変動額				
新株の発行			63,000	63,000
剰余金の配当(注)				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			4	4
自己株式の消却			△569,998	△569,998
利益剰余金による補てん			467,300	467,300
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	△39,694	△39,694
平成19年3月31日残高(百万円)	327,201	327,201	—	327,201

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
	その他利益剰余金			
	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	323,543	△579	1,017,061	1,017,061
事業年度中の変動額				
新株の発行			63,000	63,000
剰余金の配当(注)	△31,351		△31,351	△31,351
当期純利益	419,123		419,123	419,123
自己株式の取得		△570,345	△570,345	△570,345
自己株式の処分		28	32	32
自己株式の消却		569,998	—	—
利益剰余金による補てん	△467,300		—	—
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△79,528	△319	△119,542	△119,542
平成19年3月31日残高(百万円)	244,014	△898	897,518	897,518

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。	(1) 満期保有目的の債券 移動平均法による償却原価法により行っております。 (2) 子会社株式 移動平均法による原価法により行っております。	有価証券の評価は、子会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品： 2年～20年  (2) 無形固定資産 商標権： 定額法を採用し、10年で償却しております。 ソフトウェア： 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品： 2年～20年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、これによる中間財務諸表への影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以降、残存簿価を5年で均等償却しております。 なお、これによる中間財務諸表への影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 商標権： 定額法を採用し、10年で償却しております。 ソフトウェア： 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品： 2年～20年  (2) 無形固定資産 商標権： 定額法を採用し、10年で償却しております。 ソフトウェア： 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 繰延資産の処理方法	株式交付費及び社債発行費は支出時に一括費用処理しております。	株式交付費は支出時に一括費用処理しております。	株式交付費及び社債発行費は支出時に一括費用処理しております。
4 引当金の計上基準	—————	賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払に備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、賞与引当金は業績インセンティブ給与が制度として定着し、当中間会計期間に帰属する額を合理的に見積もることが出来るようになったため、当中間会計期間より計上しております。	—————
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	同左	同左
7 連結納税制度の適用	当社を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,336,114百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、897,518百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第2号 平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる損益への影響はありません。</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>これにより、当中間会計期間よりこれまで現金及び預金に含まれていた「譲渡性預金」を「有価証券」とし、受取利息に含まれていた「譲渡性預金利息」を「有価証券利息」として表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「譲渡性預金」は409,500百万円であり、前中間会計期間の「譲渡性預金利息」は108百万円でありました。</p>	



表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
<p>(貸借対照表関係)</p> <p>(1) 前中間会計期間では流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収法人税等」は、前事業年度において資産の総額の100分の1を超えたため区分掲記いたしましたので、当中間会計期間においても区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「未収法人税等」は43,023百万円でありました。</p> <p>(2) 前中間会計期間では仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが、前事業年度において区分掲記いたしましたので、当中間会計期間においても区分掲記しております。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「未払消費税等」は25百万円でありました。</p>	

追加情報

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当中間会計期間より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。</p>		<p>当社を連結納税親会社とする連結納税主体の繰延税金資産につきましては、業績安定に伴う課税所得の発生や、平成18年11月の新「経営の健全化のための計画」策定など、業績予測や課税所得発生の確実性向上を踏まえて、当事業年度より、将来課税所得の見積可能期間を従来の1年からおおむね5年として計上しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は43百万円であります。</p> <p>※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。</p> <p>※3 長期借入金のうち114,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は46百万円であります。</p> <p>※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。</p> <p>※3 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は46百万円であります。</p> <p>※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。</p> <p>※3 長期借入金のうち94,000百万円は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。</p> <p>給料・手当 1,035百万円</p> <p>業務委託料 403百万円</p> <p>土地建物機械賃借料 138百万円</p> <p>租税公課 113百万円</p> <p>※2 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 3百万円</p> <p>無形固定資産 8百万円</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。</p> <p>給料・手当 1,398百万円</p> <p>業務委託料 286百万円</p> <p>土地建物機械賃借料 140百万円</p> <p>支払手数料 116百万円</p> <p>※2 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 2百万円</p> <p>無形固定資産 8百万円</p>	<p>※1 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。</p> <p>給料・手当 2,566百万円</p> <p>業務委託料 612百万円</p> <p>土地建物機械賃借料 269百万円</p> <p>※2 減価償却実施額</p> <p>有形固定資産 6百万円</p> <p>無形固定資産 17百万円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
普通株式	1	0	0	2	注1

(注) 1 増加は端株の買取によるものであり、減少は端株の処分によるものであります。

II 当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
普通株式	2	1	0	4	注1
種類株式					
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	注2
合計	2	1	0	4	

(注) 1 増加は端株の買取によるものであり、減少は端株の処分によるものであります。

2 増加は取得請求に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

III 前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
普通株式	1	0	0	2	注1
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	407	407	—	注2
丁種第一回優先株式	—	0	0	—	注3
戊種第一回優先株式	—	230	230	—	注2
合計	1	639	638	2	

(注) 1 増加は端株の買取によるものであり、減少は端株の処分によるものであります。

2 増加は自己株式の取得枠の範囲内で実施した取得によるものであり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

3 増加は取得請求に基づく取得であり、減少は取得した自己株式の消却によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>13百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>13百万円</u></td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>5百万円</u></td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>器具及び備品</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>8百万円</u></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>10百万円</u></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		器具及び備品	0百万円	その他	13百万円	合計	<u>13百万円</u>	器具及び備品	0百万円	その他	5百万円	合計	<u>5百万円</u>	器具及び備品	0百万円	その他	8百万円	合計	<u>8百万円</u>	1年以内	4百万円	1年超	6百万円	合計	<u>10百万円</u>	支払リース料	2百万円	減価償却費相当額	1百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両</td> <td>13百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>車両</td> <td>8百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>車両</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>6百万円</u></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		車両	13百万円	車両	8百万円	車両	5百万円	1年以内	3百万円	1年超	2百万円	合計	<u>6百万円</u>	支払リース料	2百万円	減価償却費相当額	1百万円	支払利息相当額	0百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両</td> <td>13百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>車両</td> <td>7百万円</td> </tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>車両</td> <td>6百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>8百万円</u></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>3百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>減価償却費相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利息相当額の算定方法</li> </ul> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額相当額		車両	13百万円	車両	7百万円	車両	6百万円	1年以内	4百万円	1年超	4百万円	合計	<u>8百万円</u>	支払リース料	4百万円	減価償却費相当額	3百万円	支払利息相当額	0百万円
取得価額相当額																																																																										
器具及び備品	0百万円																																																																									
その他	13百万円																																																																									
合計	<u>13百万円</u>																																																																									
器具及び備品	0百万円																																																																									
その他	5百万円																																																																									
合計	<u>5百万円</u>																																																																									
器具及び備品	0百万円																																																																									
その他	8百万円																																																																									
合計	<u>8百万円</u>																																																																									
1年以内	4百万円																																																																									
1年超	6百万円																																																																									
合計	<u>10百万円</u>																																																																									
支払リース料	2百万円																																																																									
減価償却費相当額	1百万円																																																																									
支払利息相当額	0百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
車両	13百万円																																																																									
車両	8百万円																																																																									
車両	5百万円																																																																									
1年以内	3百万円																																																																									
1年超	2百万円																																																																									
合計	<u>6百万円</u>																																																																									
支払リース料	2百万円																																																																									
減価償却費相当額	1百万円																																																																									
支払利息相当額	0百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
車両	13百万円																																																																									
車両	7百万円																																																																									
車両	6百万円																																																																									
1年以内	4百万円																																																																									
1年超	4百万円																																																																									
合計	<u>8百万円</u>																																																																									
支払リース料	4百万円																																																																									
減価償却費相当額	3百万円																																																																									
支払利息相当額	0百万円																																																																									
<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>2百万円</u></td> </tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年以内	2百万円	1年超	1百万円	合計	<u>2百万円</u>	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>1百万円</u></td> </tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年以内	1百万円	1年超	1百万円	合計	<u>1百万円</u>	<p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1年以内</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td><u>1百万円</u></td> </tr> </table> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	1年以内	1百万円	1年超	1百万円	合計	<u>1百万円</u>																																																						
1年以内	2百万円																																																																									
1年超	1百万円																																																																									
合計	<u>2百万円</u>																																																																									
1年以内	1百万円																																																																									
1年超	1百万円																																																																									
合計	<u>1百万円</u>																																																																									
1年以内	1百万円																																																																									
1年超	1百万円																																																																									
合計	<u>1百万円</u>																																																																									

(有価証券関係)

前中間会計期間、当中間会計期間及び前事業年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>1 重要な新株の発行</p> <p>平成19年4月25日に、第三者割当の方法による優先株式の発行を決定し、平成19年6月5日に払込完了いたしました。</p> <p>(1) 募集等の方法 第三者割当</p> <p>(2) 発行する株式の種類 第9種優先株式</p> <p>(3) 発行する株式の数 100,000株</p> <p>(4) 発行価額 1株につき3,500,000円</p> <p>(5) 発行総額 3,500億円</p> <p>(6) 発行価額のうち資本へ組み入れる額 1株につき1,750,000円</p> <p>(7) 発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額 1株につき1,750,000円</p> <p>(8) 払込期日 平成19年6月5日</p> <p>(9) 新株の配当起算日 平成19年6月5日</p> <p>(10) 資金の用途 財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。</p> <p>(11) その他重要な事項 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づき、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行っております。</p> <p>2 重要な資本の減少</p> <p>平成19年4月25日に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定し、平成19年6月5日に効力発生いたしました。</p> <p>(1) 目的 第9種優先株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資(分配可能額)である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(2) 資本減少の方法 会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少による。</p> <p>(3) 減少する資本の額 1,750億円</p> <p>(4) 減少する資本準備金の額 1,750億円</p> <p>(5) 減少する発行済株式数 なし</p> <p>(6) 法定公告掲載日 平成19年5月2日</p> <p>(7) 債権者異議申述最終期日 平成19年6月4日</p> <p>(8) 効力発生日 平成19年6月5日</p> <p>(9) その他重要な事項 同時に第9種優先株式の発行により資本金を増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額が同日前を下回ることはありません。</p> <p>上記1、2の結果、平成19年6月5日に、発行済株式総数のうち優先株式は8,924,845.861株となり、その他資本剰余金は3,500億円増加いたしました。</p>

(2) 【その他】

該当ありません。



## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |  |                          |
|--|--------------------------|
| (1) 半期報告書の訂正報告書<br>平成18年12月26日に関東財務局長に提出した「半期報告書」に係る訂正報告書であります。            | 平成19年4月18日<br>関東財務局長に提出。 |
| (2) 訂正発行登録書<br>平成18年5月24日に関東財務局長に提出した「発行登録書及びその添付書類」に係る訂正発行登録書であります。       | 平成19年4月18日<br>関東財務局長に提出。 |
| (3) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号(優先株式の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。    | 平成19年4月25日<br>関東財務局長に提出。 |
| (4) 訂正発行登録書<br>平成18年5月24日に関東財務局長に提出した「発行登録書及びその添付書類」に係る訂正発行登録書であります。       | 平成19年4月25日<br>関東財務局長に提出。 |
| (5) 有価証券報告書の訂正報告書<br>平成18年6月29日に関東財務局長に提出した「有価証券報告書及びその添付書類」に係る訂正報告書であります。 | 平成19年6月1日<br>関東財務局長に提出。  |
| (6) 半期報告書の訂正報告書<br>平成18年12月26日に関東財務局長に提出した「半期報告書」に係る訂正報告書であります。            | 平成19年6月1日<br>関東財務局長に提出。  |
| (7) 訂正発行登録書<br>平成18年5月24日に関東財務局長に提出した「発行登録書及びその添付書類」に係る訂正発行登録書であります。       | 平成19年6月1日<br>関東財務局長に提出。  |
| (8) 有価証券報告書及びその添付書類<br>事業年度 自 平成18年4月1日<br>(第6期) 至 平成19年3月31日              | 平成19年6月28日<br>関東財務局長に提出。 |
| (9) 訂正発行登録書<br>平成18年5月24日に関東財務局長に提出した「発行登録書及びその添付書類」に係る訂正発行登録書であります。       | 平成19年6月28日<br>関東財務局長に提出。 |
| (10) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号(優先株式の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。   | 平成19年7月20日<br>関東財務局長に提出。 |
| (11) 訂正発行登録書<br>平成18年5月24日に関東財務局長に提出した「発行登録書及びその添付書類」に係る訂正発行登録書であります。      | 平成19年7月20日<br>関東財務局長に提出。 |

(12) 有価証券報告書の訂正報告書  
上記(8)に係る訂正報告書であります。

平成19年12月25日  
関東財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	Ⓜ
----------------	-------	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	森	茂	Ⓜ
----------------	-------	---	---	---	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸	野	勝	Ⓜ
----------------	-------	---	---	---	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社りそなホールディングス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	森	茂	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸	野	勝	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の間接連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月18日

株式会社りそなホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古	澤	茂	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大	森	茂	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸	野	勝	Ⓜ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社りそなホールディングス  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングスの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。